

第 3 次

あきた子ども・若者プラン

令和 3 年 3 月
（令和 4 年 1 1 月一部改訂）

秋 田 県

は じ め に

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、本県においても、直ちに人口減少に歯止めをかけることは難しい状況にあります。

こうした中であっても、本県が将来にわたって活力を維持・向上させていくためには、子どもや若者一人ひとりが夢を持って、その力を十分に発揮しながら、秋田の未来を切り拓いていくことができる環境づくりを推進することが大切です。

「第2次あきた子ども・若者プラン」では、子育て家庭への経済的な支援制度の充実や放課後児童クラブの設置など、子育てしやすい環境づくりを進めてきたほか、「教育立県あきた」の実現に向け、家庭・学校・地域が連携を強化しながら取り組んできた結果、本県の小・中学生は全国学力テストにおいて12回連続でトップクラスの成績を収めています。

また、新規高卒者・大卒者の県内就職の促進による若者の県内定着を図るため、県内企業情報の発信や合同就職説明会の開催等の取組を進め、高校生の県内就職希望者の割合が高まったことなどにより、令和2年9月までの一年間における人口の社会減が3千人を下回るなどの成果が得られました。

一方で、家庭の経済的事情等が原因で貧困状態にある子どもや、ニート・ひきこもり等の社会的自立に困難を有する若者の自立に向けた支援が課題となっております。

加えて、インターネット・スマートフォンの普及など情報化社会の進展や急速に進むグローバル化、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした価値観、ライフスタイルの急激な変化やオンライン化の加速など、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした時代の変化やこれまでの取組の成果・課題を踏まえ、子どもや若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにしていくための取組の指針として、「第3次あきた子ども・若者プラン」を策定しました。

今後、このプランを基本として、子どもや若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会の構築に向けた環境づくりを進めてまいります。

結びに、プラン策定に当たって大変熱心なご審議をいただきました秋田県青少年健全育成審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただいた多くの方々に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

秋田県知事 佐 竹 敬 久

目 次

第1章 プランの策定に当たって	1
-----------------	---

第2章 子ども・若者を取り巻く現状	6
-------------------	---

第3章 プラン推進の基本的考え方

1 プランにより目指す社会	14
2 基本的な視点	14
3 基本目標	16
4 子ども・若者の成長に応じた施策の展開	17

第4章 施策の推進方向

1 乳幼児期	20
2 学童期	28
3 義務教育期	36
4 思春期	43
5 青年期	58
「第3次あきた子ども・若者プラン」における指標と数値目標	68

資料編

資料1 秋田県青少年健全育成審議会委員名簿及び策定経過	73
資料2 「第3次あきた子ども・若者プラン」体系図	74
資料3 「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値	76
資料4 相談機関一覧	78
資料5 用語集	85

第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を推進するため、県では、平成23年3月に「あきた子ども・若者プラン」を、平成28年3月に「第2次あきた子ども・若者プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定し、総合的かつ中・長期的に子ども・若者育成支援に取り組んできました。

これまでの取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえながら、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「第3次あきた子ども・若者プラン」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

（参考 これまでの国の動き）

- ・平成22年4月 子ども・若者育成支援推進法の施行
- ・平成22年7月 子ども・若者ビジョンの策定
- ・平成28年2月 子供・若者育成支援推進大綱の策定
- ・令和3年3月 子供・若者育成支援推進大綱の改定（予定）

2 これまでの取組を振り返って

県では、第2次プランにおいて、「子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり」、「困難を有する子ども・若者の支援」、「秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援」の3つの基本目標を設定し、5つの成長ステージに24施策を掲げ、市町村やNPOなどの民間団体等と相互に連携・調整を図りながら、子ども・若者育成支援を推進しており、これまでの取組による主な成果や課題等は、次のとおりとなっています。

〔主な成果〕

- 子どもに係る福祉医療費助成制度の対象を、平成28年8月に従来の小学生以下から中学生以下にまで拡大したほか、幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の国制度見直しを踏まえ、従前の保育料助成制度に加え、令和元年10月から新たに幼児の副食費に対し助成を行うなど、子育て家庭への経済的な支援制度を整備しました。

- 教育・保育を一体的に行う認定こども園の整備を進めたほか、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に安心できる居場所を提供するため、放課後児童クラブの設置を進めました。
- 家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの暮らしと学びの環境整備や地域全体で教育の向上に取り組む体制づくり等を推進したことにより、児童生徒の学力や体力合計点は全国トップレベルにあるほか、学習の意欲等に関しても全国調査において肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均値を上回っています。
- 安全・安心なインターネット利用を啓発する新聞連載を行ったほか、子どもと保護者を対象とした有害サイト被害防止教室を開催するなど、子どもたちがインターネットを健全に利用できる環境づくりを推進したことにより、ネットトラブル被害に遭う児童生徒の割合は低率にとどまっています。
- 高校生の県内就職を促進するため、インターンシップや就業体験の実施、就職支援員の配置などを行うとともに、大学生等に対しては、県就活情報サイト「KocchAke (こっちゃんけ)！」による県内企業情報の発信や合同就職説明会等の開催によるマッチング機会の提供を行うなど、若者の県内定着・回帰に向けた取組を推進したことにより、県内就職希望者の割合は高まっています。
- 平成30年6月に「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、企業訪問を通じた普及啓発を強化したことなどにより、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定企業が増加傾向にあるなど、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける環境づくりが進みました。

〔主な課題〕

- 3歳未満児の保育需要が高く、必要な保育士等が確保できずに待機児童が発生していることから、新規人材を確保するとともに、働き続けられる職場環境の整備など、保育のニーズに応じた人材の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- スマートフォンやインターネットの普及が進み、有害な情報に触れたりトラブルに巻き込まれたりするなどの可能性が高まっていることから、その適切な利用を啓発するとともに、情報モラル教育の充実やフィルタリングの利用促進に、より一層取り組む必要があります。
- いじめを正確に漏れなく認知することの重要性について各校の理解が進み、いじめの認知件数が増えているほか、不登校児童生徒数も増加傾向にあることから、スクールカウンセラー等による子どもたちの心のケアのための体制を一層充実させる必要があります。

- 家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもについて、その生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることのないように、関係機関が連携し、こうした子どもへの支援に取り組む必要があります。
- 少子高齢化や未婚・晩婚・晩産化が進んでいるほか、結婚したいと思える異性と巡り合う機会がないという若者の意見が多くなっていることから、若者の出会いと結婚に対する支援を充実・強化する必要があります。
- 人口減少や高齢化に伴い、地域活性化の軸となるプレイヤーが不足していることから、若者を中心とした地域づくり活動等を支援する必要があります。
- 社会的自立に困難を抱える若者について、ひきこもり相談支援センターや地域における若者の居場所など、関係機関による支援を引き続き実施する必要があります。

〔指標の達成率〕

第2次プランでは、5つの成長ステージにおいて24の施策に対応した33の指標とその目標値を掲げ、進行管理を行ってきました。

そのうち目標値を達成した指標は、乳幼児期の認定こども園数（達成率139.7%）など6指標、達成率80%以上の指標は、思春期の高校生のインターンシップ参加率（同99.4%）、男女共同参画副読本の活用率（同95.6%）など20指標、達成率80%未満の指標は、義務教育期の千人当たりのいじめ認知件数（同21.2%）など7指標となっています。（※P76 資料3参照）

成長ステージ	目標値に対する達成率別の指標数		
	100%以上	80%以上	80%未満
1 乳幼児期	3	3	2
2 学童期	1	3	1
3 義務教育期	2	1	3
4 思春期	0	7	0
5 青年期	0	6	1
合 計	6	20	7

※ 令和元年度実績値による。

3 プランで対象とする「子ども・若者」の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者も本プランの対象とします。

4 プランの構成

本プランでは、「子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会」を目指し、施策の展開に当たっては、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、困難を有する子ども・若者への支援と、秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援の3つを基本目標として設定し、各基本目標に施策を体系づけて展開することにより、総合的かつ中・長期的に子ども・若者育成支援に取り組んでいきます。

5 プランの推進期間

本プランの推進期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間です。

6 プランの位置づけ

本プランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定による「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後県が行う子ども・若者育成支援施策の推進を図るためのものです。

また、本プランは、国が定める「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案するほか、県政運営の指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援の総合的な推進について定めた「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」等の各種計画との整合性を図りながら策定しています。

7 プランの推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本プランの推進に当たっては、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるほか、市町村や学校、企業はもとより、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議や、地域において子ども・若者育成支援に取り組んでいるNPOなど、各種団体と連携しながら子ども・若者育成支援施策を推進します。

(2) 進行管理

本プランの進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、子ども・若者の成長ステージごとの施策の効果を毎年度検証し、公表するほか、県の付属機関として子ども・若者に関する総合的施策を調査審議する秋田県青少年健全育成審議会からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させます。

8 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年2月以降、日本国内において新型コロナウイルス感染症が拡大し、小学校や中学校、高等学校、特別支援学校等で臨時休業が行われ、大学においてはオンライン講義の導入が進んだほか、リモートワークが普及しオンライン化が加速するなど、社会のあり方が大きく変わりました。本プランの推進に当たってはこうした変化を踏まえながら、施策の方向性を維持しつつ、今後の県内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて弾力的に対応していきます。

★ 第2期あきた未来総合戦略 ★

県では、最大の課題である人口減少対策を進めるため、令和元年度に「第2期あきた未来総合戦略」を策定しました。人口減少の克服には長い時間・持続的な取組が必要であり、引き続き「人口減少対策」と「秋田の創生」を推進していくことにしています。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48283>



第2章 子ども・若者を取り巻く現状

1 少子高齢化の進行

本県の人口は、昭和31年に135万人のピークを迎えた後、減少に転じ、平成29年には100万人を割り、令和2年10月現在の人口は約95万2千人となっています。

近年は、自然減（出生・死亡）と社会減（転入・転出）を合わせて、毎年1万3千人以上が減少しており、特に出生数は、平成7年に1万人を切って以降減少を続け、令和元年には約4,700人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年に102万人だった本県の人口は令和27年には約60万人にまで減少するものと予想されています。

そのため、県では、出生数の減少に歯止めをかけるため、官民一体となり少子化対策を推進しています。



【出典：厚生労働省 人口動態調査】

【出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集】

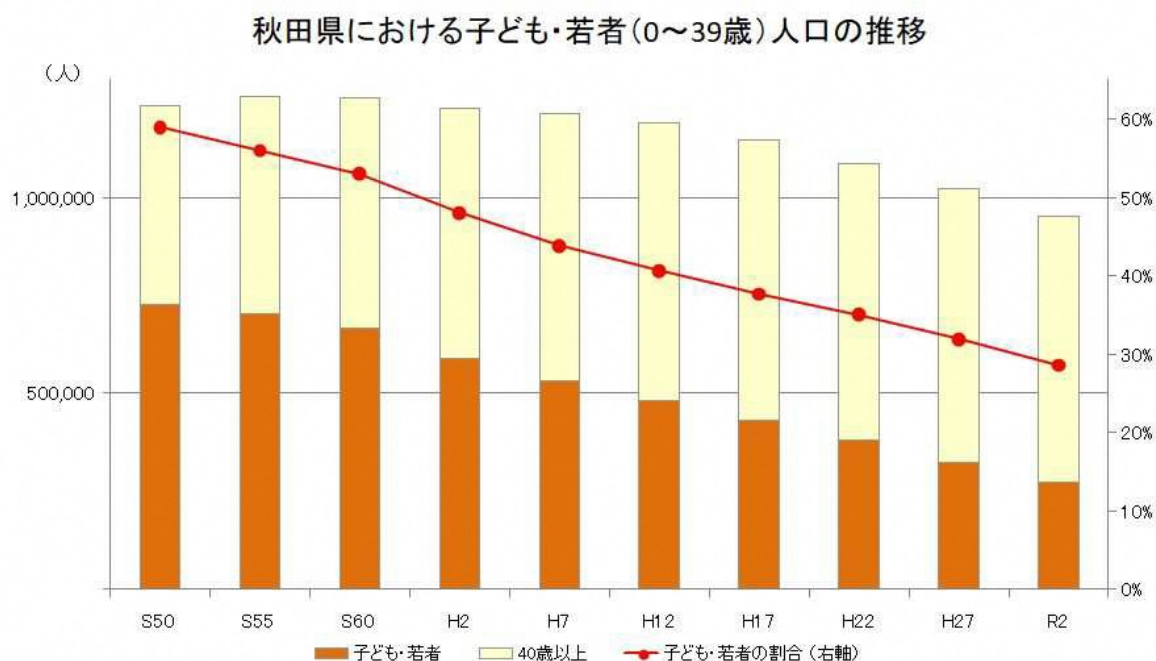
一方、本県の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在で35万8千人、高齢化率（人口に占める高齢者の割合）は37.9%と、全国の割合（28.7%）を大きく上回っています。

また、子ども・若者（0～39歳）の人口は、平成11年に約49万5千人と50万人を切り、令和2年には約27万2千人と、大幅に減少しています。この間の人口減少が約24万人であるのに対し、子ども・若者の人口減少は約22万3千人であり、この大きな要因となっています。

人口減少や少子化の進行により、子ども同士や異世代、地域の人たちとのコミュニケーションの機会が減少し、対人関係や社会規範を学ぶ機会が少なくなるなどの課題があることか

ら、学校行事など様々な機会を通じて、高齢者など地域の人たちと子どもたちの交流を促進することが必要です。

また、この人口減少への対応は活力ある地域社会を維持していく上でも大きな課題であり、限られた人的資源で地域の発展を支えていかなければならないことから、一人ひとりの「人」の価値を高めていくことがますます重要になります。



【出典：総務省 国勢調査】

【出典：秋田県調査統計課 令和2年秋田県年齢別人口流動調査】

2 家庭をめぐる環境の変化

家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

本県の小・中学生が全国トップレベルの学力を誇っている要因の一つとして、家庭・学校・地域がそれぞれの役割と責任の下で、子どもを育てようとする教育環境が充実していることが挙げられており、家庭の教育力は良好な状況にあると言えます。

こうした中であって、家庭で担うべき役割を学校に依存する、あるいは放任するなど、家庭の教育力の問題が指摘され、克服すべき課題となっています。

家庭の教育力の低下に関しては、令和元年10～11月に、秋田県教育委員会が県内の保護者約1千人を抽出して行った調査において、回答を得た保護者の約6割が「低下している」と

回答しています。

この理由として多かったものは、約7割の回答者が「共働きの増加や長時間の勤務など、親の仕事の多忙化」「テレビ・ゲーム・インターネットなどの影響」を挙げており、次いで「過保護、甘やかしすぎや過干渉な親の増加」が約5割となっています。



【出典：秋田県教育委員会 令和元年度家庭教育に関する調査】

こうしたことから、学校と家庭を結ぶ地域人材の養成・活用、ネットワークづくりなどの取組を推進し、家庭教育支援に対する体制整備を図りつつ、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を進める必要があります。

3 学校をめぐる状況

学校は、子ども一人ひとりに応じた指導や問題解決的な学習、体験的な活動などを通して基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けさせる場です。

社会がますます多様化・複雑化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校だけで様々な課題に対応していくことは困難なことから、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強化しながら、「教育立県あきた」として取り組んでいく必要があります。

全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）において、本県の小・中学生は12回連続でトップクラスの成績を収めています。同テストと同時に行われた生活習慣や学習環境に関する調査によると、本県の小・中学生は、早寝早起きをして、朝食も毎日きちんと摂り、自宅での予習・復習もしっかりと行っていることが分かっています。また、祭りなど地域の行事

にも積極的に参加するなど、家庭や地域に子どもを育てる力が備わっていることがうかがわれます。

全国的には、社会環境の変化から家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、本県においては、全国と比較して高い教育力を維持しており、今後も、本県のこうした強みを失うことなく、更なる磨きをかけていく必要があります。

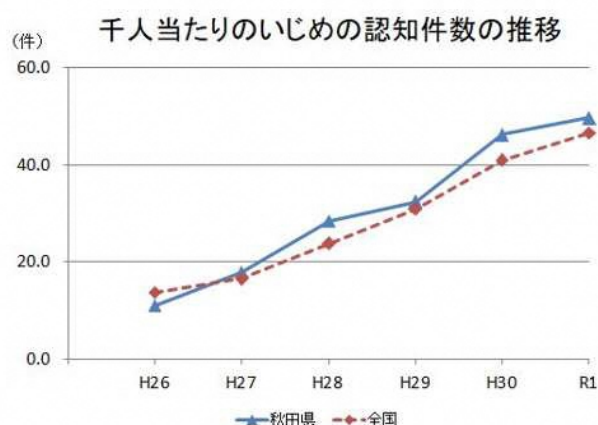
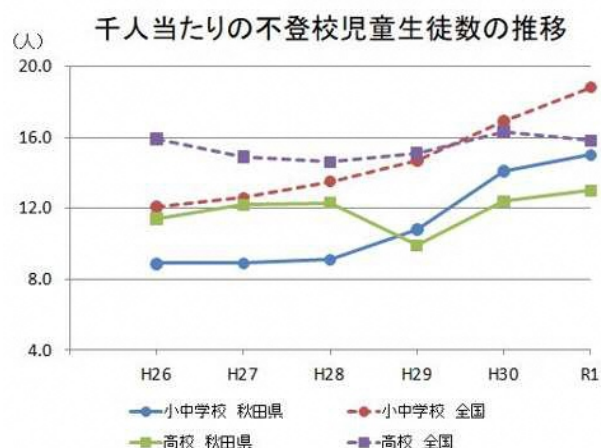
4 不登校やいじめをめぐる状況の変化

本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いています。しかし、令和元年度は、小・中学校の千人当たりの不登校の人数が前年度より0.9人増加しており、特に小学校から中学校への進学に伴って増加する傾向が見られます。

いじめの認知件数は、いじめの定義やいじめを正確に漏れなく認知することの重要性について各校の理解が進んだことから、大幅に増加しました。学校はいじめを積極的に認知し、即時対応を心がけています。

また、暴力行為の件数については、全国を下回っていますが増加傾向にあります。

今後とも高い危機意識をもって、これらの実態把握や未然防止等の取組を充実していくとともに、規範意識の向上と好ましい人間関係構築のための取組を一層進めていく必要があります。



【出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

5 地域社会の変化

地域社会は、子どもにとって多様な年齢層や立場の人々と触れ合うことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ね、社会性や公共心を身に付けることのできる場です。しかしながら、都市化や過疎化の進行、地域の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会の教育力は低下していると言われています。

このため、学校教育においても地域の活性化に貢献する活動などを通じて、子どもたちが地域社会と触れ合いつつ、生き抜く力を育んでいく必要があります。

また、人口減少・高齢化に伴い、地域活性化の軸となるプレイヤーが不足しているほか、多くの地域では、地域づくりに取り組む団体のメンバーが固定化し、世代交代が進まず、活動が停滞するなどの課題を抱えています。

県内の若者が、地域活性化に向けた想いを発信したり、仲間を集め、アイデアを練り上げたりするような機会に恵まれていないことから、具体的な活動段階への踏み出しや、取組のスケールアップが課題となっています。

6 情報化社会の進展

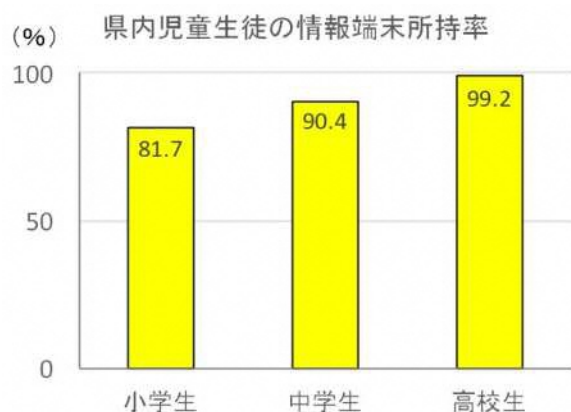
情報技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこにいても、あらゆる情報を瞬時に入手できる時代となっています。

インターネットを通して、様々な情報をリアルタイムに得ることが可能となり、利便性が向上した一方で、主体的に物事を見る力・考える力の低下や、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害、人間関係の希薄化といった影響も指摘されています。

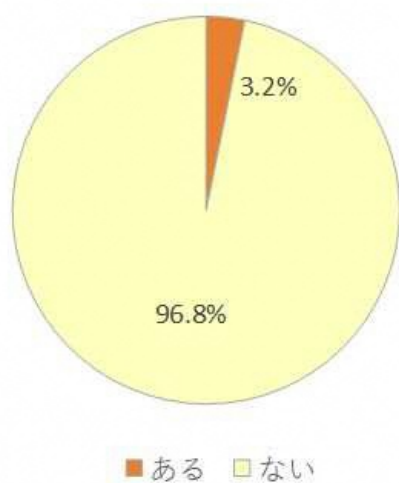
また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やスマートフォンアプリなどによる子どもたちのネットワークは大人から見えにくく、事件やトラブルに巻き込まれる機会が増大しているほか、掲示板等における誹謗中傷など、いじめにつながるおそれもあります。

有害サイトへのアクセスを防ぐ手段としてはフィルタリングを推進していくことが有効ですが、県の令和元年度調査ではスマートフォン等の情報端末の所持率は小学生が81.7%、中学生が90.4%、高校生が99.2%であるのに対し、例えばスマートフォンのフィルタリング実施率は、およそ6～7割前後にとどまっており、安全な利用に対する保護者の理解を深める取組が今後必要となっています。

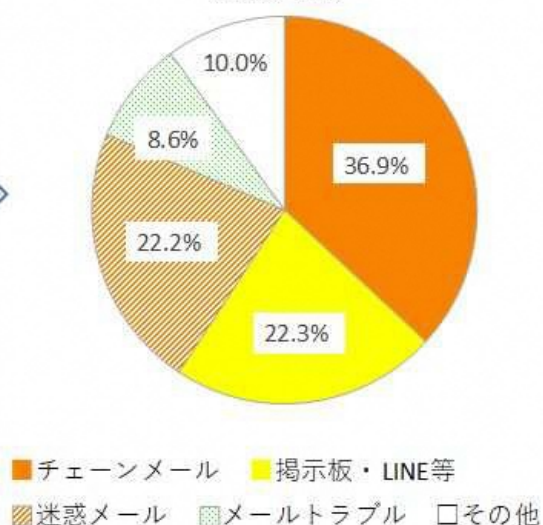
これらの情報技術については、今後の社会を生きていく上で必要なものである一方で、使い方によっては様々なリスクを伴うことから、その適切な利用について啓発していく必要があります。



県内児童生徒のインターネットやメールのトラブル・被害の経験



具体的なトラブルの内容
(複数回答)



※ 情報端末所持率について、小・中学生はスマートフォン・携帯電話・通信機能付端末のいずれか、高校生はスマートフォン・携帯電話のいずれかを所持する者の割合。フィルタリング実施率は、スマートフォンに係るもの。

【出典（小・中学生）：秋田県義務教育課調べ（令和元年11月）】

【出典（高校生）：秋田県高校教育課調べ（令和元年5月）】

7 国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な進展と相まって、地球規模で人・モノ・カネ・情報が行き交う時代となり、企業活動はもとより、県民も意識する・意識しないにかかわらず、グローバル社会の中で毎日の生活を送っています。

県内の国際化も進み、在留外国人数は、令和元年12月末現在で4,354人（在留外国人統計）と、平成26年に比べ約1.2倍となっています。また、最近は年間約3万2千～3万5千人の県

民が海外渡航する一方で、外国人観光客も約14万人が県内に宿泊（令和元年）するなど、観光における国際化も進んでいます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、令和2年においては外国との人の往来はほぼ無くなっているものの、中・長期的にはこの状況も回復し、今後も国際化は進むものと考えられることから、実践的な英語力の育成や国際感覚の醸成、異文化理解の促進に取り組むとともに、グローバル社会における「秋田」を常に意識しながら行動していくことが重要です。

また、県内在留外国人の子ども（0～18歳）は、令和元年12月末現在で180人（在留外国人統計）おりますが、この子どもたちに対する配慮も必要となっています。

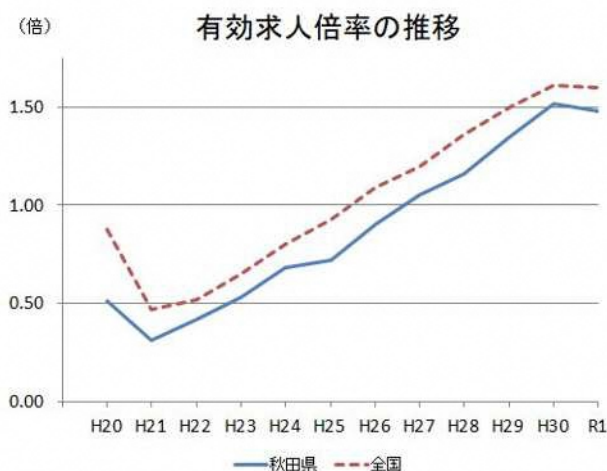
8 雇用・就職を取り巻く環境の変化

リーマンショックによる景気低迷を受け、有効求人倍率は平成21年に大幅に下落したものの、その後の景気回復や少子高齢化の進行による人手不足を反映し、全国及び本県ともに上昇が続き、本県では平成30年3月以降、1.5倍を超えるなど、高水準にありました。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、最近の有効求人倍率は低下してきていますが、今後、感染症の収束により経済活動が回復した場合は上昇に転じ、人手不足の進行が再加速することが想定されます。

若年労働力の減少は、将来的に企業における人材確保が困難になることはもとより、地域社会の活力低下につながります。

こうしたことから、雇用確保・雇用創出に積極的に取り組み、県内就職・Aターン就職等を更に推し進める必要があります。



【出典（有効求人倍率の推移）：厚生労働省 一般職業紹介状況】

【出典（高卒就職決定者の県内就職率）：秋田労働局調べ】

9 若年無業者の状況

令和元年に総務省が実施した労働力調査によれば、全国における15～39歳の若年無業者の数は約74万人、15～39歳人口に占める割合は2.3%であり、東北における15～39歳の若年無業者の数は約4万人、15～39歳人口に占める割合は2.0%でした。

総務省が平成29年10月に実施した就業構造基本調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られます。

こうした若者が希望する就職を実現できるよう、支援していく必要があります。

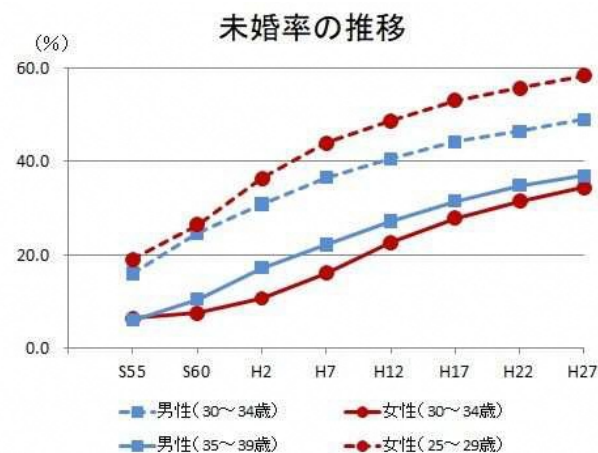
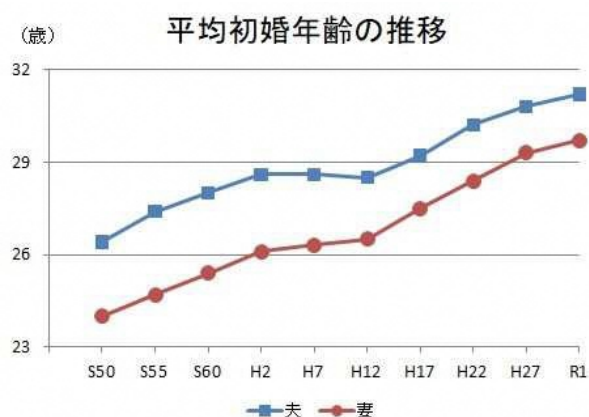
10 未婚化・晩婚化の進行

本県の平均初婚年齢は年々上昇しており、令和元年には男性が31.2歳、女性が29.7歳となっています。また、未婚率も上昇傾向にあり、例として30～34歳の未婚率については、平成7年には男性が36.5%、女性が16.1%でしたが、平成27年には男性が49.0%、女性が34.5%となっています。

こうした未婚・晩婚化が本県の少子化の要因の一つとなっています。平成30年に県が学生や独身就業者を対象に実施したアンケート調査では、結婚に前向きな回答が7割を超えるものの、「結婚できなければ仕方がない」という回答も約2割あります。

背景としては、独身者の出会いの機会の減少があり、この調査では、独身でいる理由として「結婚したいと思う異性とめぐり会わない」という回答が約5割を占めたほか、「自由や気楽さを失いたくない」「趣味や娯楽を楽しみたい」という回答も約4割ありました。

それぞれの若者の価値観を尊重しつつ、結婚を希望する若者に対して、必要な支援を行っていく必要があります。



【出典（平均初婚年齢の推移）：厚生労働省 人口動態統計】

【出典（未婚率の推移）：総務省 国勢調査】

第3章 プラン推進の基本的考え方

1 プランにより目指す社会

現在を生きる子ども・若者は、これからの秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、全ての子ども・若者が健やかに成長し、夢や理想を抱きながら、主体的・能動的な生き方ができるよう支援していく必要があります。

今日、インターネットやスマートフォンの普及により子ども・若者が簡単に様々な情報に触れられる一方で、情報の真偽を見極める力、有害な情報を避ける方法、適切な情報発信力など、情報リテラシーを身に付けていくことが大切です。

また、千人当たりのいじめの認知件数や不登校の児童生徒数も増加傾向にあるほか、就労の不安定化や親への依存期間の長期化などに伴い、ひきこもりやニート状態となり、社会的自立に困難を抱える子ども・若者も存在します。いじめについては未然防止や認知後の組織的対応に努めるほか、ひきこもりやニート状態となった子ども・若者が、物事を前向きに考えて、希望を持ち社会に一步を踏み出せるよう支援していくことで、社会参加を進めていく必要があります。

そのためにも、子ども・若者の成長ステージごとにきめ細かな施策を講じていくことが必要となりますが、それらの施策を実効あるものにしていくためには、行政はもとより、家庭・学校・地域が相互に連携しながら推進していくことが求められます。

変化の激しい社会にあって、秋田の子ども・若者がたくましく生き、自己の夢や理想の実現に向けてチャレンジし、社会の一員として貢献していくことを求めつつ、私たち大人もしっかりと子ども・若者を支えることで、責任を共有していく必要があります。

子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会を目指していきます。

2 基本的な視点

本県においては、人口減少対策を県政の最重要課題として自然減や社会減の抑制に取り組んでいます。

こうした取組と合わせ、人口減少社会の中では、男女が共に個性と能力を発揮することで一人ひとりの「人」の価値を高めていくとともに、互いを認め合い、協力し合う関係が大切です。

そのため、子ども・若者についてもそれぞれのステージで社会を構成する一員であるとの自覚を促すとともに、多様な主体との連携のもと、子ども・若者が置かれている状況に応じた支援を推進していく必要があります。

こうした認識に立ち、プラン全体を貫く考え方として、次の3つの視点を掲げながら取り組んでいきます。

(1) 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

社会は、子ども・若者や働き盛りの大人、高齢者など、異なる世代の様々な人々で構成されています。子ども・若者は、今を生きていると同時に、次代の社会を担い、これからの秋田の発展を支える重要な主体です。

そのためにも、成長の節目節目に、社会を構成する一員であるとの自覚を促し、自らの行動への責任や、社会との関わりの中で自らが存在していることを認識させるとともに、自分たちの社会は自分たちでつくっていくという自立の精神を養っていくことが大切です。

こうした観点から、子どもや若者を、大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、甘やかすのでもなく、子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(2) 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は、それぞれ異なります。また、子ども・若者や家庭の状況によっては、様々な問題が複合的に絡まり、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要な場合もあります。

こうしたことから、一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、きめ細かな支援を行っていきます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、そして、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、貧困状態にある子どもの支援を行っていきます。

支援に当たっては、ともすれば財政的な支援が主体と思われがちですが、子ども・若者の置かれた状態によっては、精神的な支援や様々な工夫を凝らすことで、新たな一歩を踏み出す大きな力となり得ることに留意する必要があります。

(3) 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

人々の価値観やニーズが多様化・複雑化しており、行政のみできめ細かな対応をするには限界があります。

子ども・若者の育成・支援に当たっては、社会を構成する多様な主体が連携していくことはもとより、必要に応じ、情報を共有しネットワーク化を図りながら取り組んでいく必要があります。

また、各主体が持つ強みや得意とする分野を積極的に生かしながら、行政とNPOなどの民間団体とが相互に補完する関係を築いていくことも大切です。

3 基本目標

本プランでは、目指す社会の実現に向け、基本的な視点を踏まえながら、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

「教育立県あきた」として全国トップレベルにある本県児童生徒の学力について、課題を克服しながら更に充実を図るとともに、全国的に優れた体力・運動能力や、低い高校中退率・不登校出現率を維持していく必要があります。

また、子ども・若者が、他者との関わりの中で自立した大人として成長していくためには、健康で安心して生活ができる基盤づくりが不可欠です。

さらに、核家族化や親の共働き・労働時間の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を強化していく必要があります。

こうした取組を通じ、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

(2) 困難を有する子ども・若者への支援

全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立していくことは、県民共通の願いです。しかしながら、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもやニート・ひきこもり状態にある若者も存在します。

このような困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子ども・若者を支援するためには、支援が必要となった経緯や原因、家庭環境などの違いをよく理解した上で、きめ細かな支援を継続していくことが必要です。

また、子ども・若者が抱える問題は、教育・医療・福祉・就労など、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、関係機関による情報共有をより一層図りながら支援していきます。

(3) 秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援

少子高齢化や情報化、国際化が急速に進む中で、子ども・若者を取り巻く環境も多様化・複雑化しています。

今を生きる子ども・若者は、秋田の将来を担うかけがえのない財産です。単に「ふるさとを知る」ことを超え、いずれは自分たちでふるさとをつくっていくチャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し羽ばたいていけるよう、個性と創造力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを積極的に支援していく必要があります。

また、地域の子ども・若者が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠であり、地域で主体的に行動する子ども・若者の育成や若者の芸術文化活動への支援を行っていきます。

4 子ども・若者の成長に応じた施策の展開

子ども・若者が健やかに、自立的に成長していくためには、各成長段階ごとに施策を講じていくことで、施策推進の成果や取り組むべき課題も明確となることから、本プランにおける施策は、次のとおり成長ステージごとに推進していきます。

また、成長ステージを分けるに当たっては、「学童期」と「思春期」に共通する期間として「義務教育期」を設け、特に小学校と中学校における期間に特化して取り組む施策を掲げ、集中的に推進することとしています。

なお、基本目標ごとの施策体系を整理したものを、19ページに記載しています。

(1) 乳幼児期（生まれる前～5歳）

- 施策1 安心して出産できる環境の整備
- 施策2 子育てやその支援の充実
- 施策3 要保護児童等への支援
- 施策4 支援を必要とする親へのサポート

(2) 学童期（6歳～12歳）

- 施策1 心身の健康づくりの推進
- 施策2 家庭や地域の教育力の向上
- 施策3 安全・安心な環境の確保
- 施策4 要保護児童等への支援

（３）義務教育期（６歳～15歳）

- 施策１ 豊かな人間性を育む学校教育の推進
- 施策２ 小・中学校の連携の推進
- 施策３ 学校・家庭・地域の連携の推進
- 施策４ いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

（４）思春期（13歳～おおむね18歳）

- 施策１ 心身の健康づくりの推進
- 施策２ 個性と創造力を育む教育の推進
- 施策３ ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成
- 施策４ 社会参加・参画機会の拡大
- 施策５ 社会への旅立ちの支援
- 施策６ 無業の若者・障害のある若者等への支援
- 施策７ 若者を非行・事件から守る取組

（５）青年期（おおむね18歳～30歳代）

- 施策１ 職業能力開発・就労等の支援
- 施策２ 多様な学びの場の確保
- 施策３ 地域の活力を担う若者への支援
- 施策４ 出会いと結婚・子育て等の支援
- 施策５ 社会的自立に困難を有する若者への支援

(参考) 基本目標ごとの施策体系

基 本 目 標	施 策
1 子ども・若者が健やかに 成長できる環境づくり	安心して出産できる環境の整備（乳幼児期－１）
	子育てやその支援の充実（乳幼児期－２）
	心身の健康づくりの推進（学童期－１・思春期－１）
	家庭や地域の教育力の向上（学童期－２）
	安全・安心な環境の確保（学童期－３）
	小・中学校の連携の推進（義務教育期－２）
	学校・家庭・地域の連携の推進（義務教育期－３）
2 困 難 を 有 す る 子ども・若者への支援	要保護児童等への支援（乳幼児期－３・学童期－４）
	支援を必要とする親へのサポート（乳幼児期－４）
	いじめ防止と困難を有する子どもへの支援（義務教育期－４）
	無業の若者・障害のある若者等への支援（思春期－６）
	若者を非行・事件から守る取組（思春期－７）
	社会的自立に困難を有する若者への支援（青年期－５）
3 秋田の未来を切り拓く 子ども・若者への支援	豊かな人間性を育む学校教育の推進（義務教育期－１）
	個性と創造力を育む教育の推進（思春期－２）
	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成（思春期－３）
	社会参加・参画機会の拡大（思春期－４）
	社会への旅立ちの支援（思春期－５）
	職業能力開発・就労等の支援（青年期－１）
	多様な学びの場の確保（青年期－２）
	地域の活力を担う若者への支援（青年期－３）
	出会いと結婚・子育て等の支援（青年期－４）

第4章 施策の推進方向

1 乳幼児期（生まれる前～5歳）

乳幼児期は、子どもの人格が形成される上で基礎となる大切な時期であり、親や周囲の人との多様なかかわりを通して、強い絆や愛情を育みながら五感や情緒を発達させるとともに、基本的な生活習慣を身に付ける時期です。

こうしたことから、子どもが安心して生まれ育っていけるよう支援するとともに、親に対しても、自信を持って子どもを見守り、育んでいけるよう支援していくことが必要です。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 安心して出産できる環境の整備	①母子保健対策の充実
	②周産期医療体制の整備
施策2 子育てやその支援の充実	①就学前の教育・保育の充実
	②子育て世帯への経済的支援の実施
	③父親の育児参画の促進
	④地域における子育て支援の充実
	⑤一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
施策3 要保護児童等への支援	①児童虐待防止対策の推進
	②障害のある子どもへの支援
	③発達障害のある子どもへの支援
	④社会的養護体制の充実
施策4 支援を必要とする親へのサポート	①ひとり親家庭への支援
	②DV対策の推進
	③子どもの貧困対策の推進

施策１ 安心して出産できる環境の整備

産科・産婦人科や小児科を掲げる医療機関が減少傾向にありますが、県民が等しく医療の提供を受け、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

このため、妊娠期から子育て期にわたるきめ細かな支援体制や周産期（妊娠22週～生後7日未満）医療体制の充実を図るなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を促進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 母子保健対策の充実

市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するとともに、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・医療機関・学校等のネットワークの構築により地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

また、特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費への一部助成の充実を図るほか、こころとからだの相談室(P81⑱⑲)の体制強化や仕事と不妊治療の両立に向けた支援の充実を図ります。

② 周産期医療体制の整備

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備や運営に対する支援を引き続き行うほか、周産期における死亡調査や医療関係者への研修を行いながら、周産期医療体制の強化を図ります。

施策２ 子育てやその支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは、かつて家庭や地域が担ってきた子育て機能を低下させ、保護者の子育てへの不安や負担感を増大させています。県が行った保護者へのアンケート調査によると「子育てや教育にお金がかかりすぎる」「自分の仕事に差し支える」など、経済的な負担感や子育てと仕事の両立の困難を訴える意見が多く、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年に実施した調査結果によると、出産前に仕事をしていた女性の半数近くが出産を機に退職しています。

このため、就学前のニーズに対応した保育の受け皿を充実させ、待機児童の解消に努めるとともに、経済的負担感の強い医療費や保育料等への助成により、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます。

また、父親の育児参画や、多世代が子育て家庭を支える環境づくりのほか、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の取組を促進し、子育てやその支援の充実・強化を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 就学前の教育・保育の充実

子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、保育士等の新規人材の確保や働き続けられる職場環境整備を行うとともに、保育ニーズに対応した市町村の施設整備の支援を引き続き実施し、受け皿を充実させ、待機児童の解消を図ります。

また、子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育つことができる体制づくりを推進するため、様々な研修会を通じて、保育者の専門性や資質の向上を図ります。

② 子育て世帯への経済的支援の実施

安心して希望どおりに子どもを産み育てられるよう、国の幼児教育・保育の無償化を踏まえつつ、保育料や副食費、医療費に対し助成するとともに、住宅リフォームなどの支援により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③ 父親の育児参画の促進

男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進するため、乳幼児の父親やプレパパ（間もなく父親になる男性）が子育て等を学ぶ機会の充実を図るほか、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや企業における従業員の仕事と家事・育児等の両立支援に関する好事例を紹介するなど、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

④ 地域における子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実を図るため、人材の育成やボランティアの参加促進により多世代が子育て家庭を支える環境づくりを推進するとともに、子育て世代包括支援センターによる切れ目のない支援など、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業を促進します。

また、地域の店舗や企業等と協働し、子育て家庭を応援する取組を推進します。

⑤ 一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進

県内企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を通じて、育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入のほか、子どもや孫の看護のための休暇制度の創設などを働きかけ、子育てしやすい環境の整備に向けた企業の取組を促進します。

◆ あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト「いっしょにねっと。」 ◆

子育てに関する情報はもちろん、出会い・結婚や、仕事と育児・家庭の両立支援など、子育て世代を中心として様々な情報を提供するサイトです。

URL : <https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>



施策3 要保護児童等への支援

児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行やその後の法改正等により、制度的な対応の充実が図られてきていますが、児童相談所における相談件数は年々増加している状況にあります。

このため、関係機関が連携して虐待防止のための啓発等予防活動を実施するとともに、早期発見・早期対応のための取組を強化することはもとより、虐待を受けた子どもへの支援に至るまで、総合的な支援体制の整備を図ります。

また、障害の予防や軽減を図るため、健診・相談体制等を整備・強化するとともに、障害のある子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、家庭及び地域での療育を支援する体制の整備を図ります。

このほか、様々な事情により家庭での養育が困難となった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する「里親制度」について、委託率は全国でも下位にあることから、その普及と啓発に取り組む必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
児童虐待相談対応件数	285	403	410	460	464
里親等委託率（％）	6.1	7.5	8.5	9.6	12.2

（秋田県地域・家庭福祉課調べ）

施策を構成する柱と主な取組内容

① 児童虐待防止対策の推進

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

② 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの早期発見・早期療育に努め、一貫した療育サービスを提供するため、県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図るとともに、県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりを引き続き推進します。

③ 発達障害のある子どもへの支援

発達障害のある子どもの早期発見及び適切な相談・指導の充実・強化を図るとともに、発達障害児に対する理解を促進するため、引き続き普及啓発を行います。

また、医療、保健、福祉、教育関係機関の連携が重要であることから、発達障害者支援センター(P81⑩)を核とした、相談支援、発達支援等の地域支援体制づくりを進めます。

④ 社会的養護体制の充実

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など、里親養育を一貫して支援します。

◆ オレンジリボン運動 ◆

オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を広く国民に知らせ、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています。

この虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを通じて、本県においても、11月の虐待防止推進月間を中心に、民間団体、市町村、県が連携してキャンペーンを展開することにより、社会全体として子ども虐待を防止する気運を高めることにしています。

子ども虐待防止の
オレンジリボン



オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を上げます。

施策４ 支援を必要とする親へのサポート

経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭に対し、児童扶養手当や個々の実情に応じた生活・就業支援事業による経済的支援を行うとともに、相談支援を充実します。

また、重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止対策を推進するため、女性相談所等における相談機能を強化するとともに、関係機関との連携を深めながら、支援体制の充実を図ります。

このほか、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもやその世帯の問題が深刻化していることから、これらの世帯に対する支援が必要です。

		H27	H28	H29	H30	R1
ひとり親世帯数	父子世帯	1,829	1,790	1,708	1,633	1,518
	母子世帯	11,389	11,184	10,852	10,605	10,251
母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合（％）		13.8	14.4	14.4	16.2	17.1

（秋田県地域・家庭福祉課調べ）

施策を構成する柱と主な取組内容

① ひとり親家庭への支援

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター（P82㉗）において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、教育機会の確保、子育てと仕事の両立を支援します。

また、ひとり親家庭のうち母子家庭に対しては、より収入の高い就業や養育費確保に向けた支援を重点的に推進するほか、父子家庭に対しては、家事などの日常生活を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

② DV対策の推進

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所（P81㉓）や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

③ 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

◆ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ◆

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭における保護者の就業や養育費・面会交流に関することなどのほか、離婚前の保護者からの相談にも応じています。

URL : <http://akita-boshi.jp/>

【秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター】ひとり親家庭の生活・就業支援

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

お問い合わせはこちら
TEL018-896-1531

トップページ 養育費相談 法律相談 就業相談 講習会・セミナー
お問い合わせ

**秋田県ひとり親家庭就業
・自立支援センター**

センターのホームページによるこそ

当センターでは、ひとり親家庭のお父さん、お母さんの、就業に関すること、養育費・面会交流、生活・学習等の相談や、また、離婚前の方の相談にも対応しています。

養育費で悩んだとき
離婚を考えている方へ



2 学童期（6歳～12歳）

学童期は、成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、豊かな知識・経験を蓄える時期です。小学校又は義務教育学校に通うようになり、仲間や家族以外の多様な人間関係の中で、物事を探求する好奇心や欲求をもち、自分の力で物事を成し遂げる喜びや成功体験を味わえる時期でもあります。こうした経験を通じて、心身ともに大きく成長する時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持てず、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。

こうしたことから、子どもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちがのびのびと遊び、学ぶことができる安全・安心な環境を整備するとともに、一人ひとりの個性を理解し、自信や自尊心を育むことが必要です。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 心身の健康づくりの推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進
	②食育の推進
施策2 家庭や地域の教育力の向上	①家庭教育支援体制の充実
	②地域教育支援体制の充実
	③家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進
	④父親の育児参画の促進（再掲）
施策3 安全・安心な環境の確保	①安全・安心なまちづくり支援
	②消費環境への対応力の向上
	③インターネットセーフティの推進

施 策	施策を構成する柱
施策４ 要保護児童等への支援	①障害のある子どもへの支援
	②発達障害のある子どもへの支援
	③児童虐待防止対策の推進（再掲）
	④児童ポルノ等の犯罪対策の推進
	⑤社会的養護体制の充実（再掲）
	⑥ひとり親家庭への支援（再掲）
	⑦ＤＶ対策の推進（再掲）
	⑧子どもの貧困対策の推進（再掲）

◆ 秋田わか杉 七つの「はぐくみ」 ◆

本県では、児童生徒を主体とした授業づくり、家庭学習の習慣、家庭や地域の教育
力等、本県の財産とも言えるオール秋田でつくるすばらしい教育環境を“秋田わか杉
七つの「はぐくみ」”として発信し、「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志
にあふれる人づくり」を目指しています。



秋田わか杉 七つの「はぐくみ」

一 早寝 早起 朝ごはん
生活リズムは全ての基本

二 元気なあいさつ 明るい返事
規則約束守るわか杉

三 読んで 話して 書いて 高める
「問い」を発する思考力

四 問題解決 子どもが主体
授業の続きは家庭で学習

五 職場体験 インターンシップ
地域で育む子どものキャリア

六 学校や地域の話題で語り合い
将来の夢 家族でえがく

七 ふるさとを支える自覚と志
みんなでつくる未来の秋田

※本県の未来を担う子どもたちを「わか杉」と呼んでいます。

施策１ 心身の健康づくりの推進

本県小学生の体力合計点は全国の平均値より高い状況を維持しています。また、朝食の摂取状況については、「毎日食べる」割合は、ここ数年、約90%で推移しています。

適度な運動習慣や望ましい食習慣は生活の活力の源であることから、運動やスポーツを通じた体力の向上や病気の予防、人格形成など心身両面の健康づくりを進め、学校・家庭・地域が連携しながら食生活の改善に向けた取組を更に充実させていきます。

また、道徳科や学級活動の授業等を通じて、規範意識や他者を思いやる心・態度を醸成するなど、心の教育を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 体力づくり・スポーツ活動の推進

学年が進むに従って見られる運動習慣の二極化傾向の改善に向け、運動が苦手な子どもでも運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、教科外の体育的活動も推進することで、運動が好きな児童、運動が得意な児童の育成に努めます。

また、地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、子どもたちが気軽にスポーツに取り組める場の確保を図るとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

② 食育の推進

望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭での食育を推進するほか、地域では、食に関する知識や理解を深めるため、農林漁業者、食品製造事業者、食育ボランティア等と連携した農業体験、食品製造施設見学、調理体験等の取組を進めます。

また、学校においては、栄養教諭の配置拡充を進め、教育活動の全体を通じて計画的に食育に取り組むとともに、給食への地場産食材の活用を図るほか、児童の朝食摂取率向上のため、摂取率が高い学校の優れた取組を共有する研修会を実施し、各校での実践を推進します。

施策２ 家庭や地域の教育力の向上

家庭は基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付けさせる場であり、また、地域は様々な年齢・立場の人々との触れ合いの中で、社会性や公共心を身に付けさせることのできる場ですが、社会が多様化・複雑化する中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、学校に過剰な役割が求められています。

このため、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育んでいくため、家庭教育への支援の充実や地域の教育力の向上を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 家庭教育支援体制の充実

不安や悩みを抱えている保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における教育相談体制の充実を図るとともに、PTAや市町村等とも連携を図りながら、出前講座での普及啓発や家庭教育支援指導者等研修会の実施などにより、家庭教育支援の充実を図ります。

② 地域教育支援体制の充実

子どもたちが、多様な活動機会等を通じて心身ともに健やかにたくましく育つことができる環境づくりを進めるため、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室における子どもの居場所づくりを推進するとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」の取組を促進します。

③ 家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進

保護者や地域住民等を対象とした啓発講座を実施し、子どもたちのインターネット利用の特徴や実際のネットトラブルとその未然防止方法など、子どもたちの健全なインターネット利用を支えるために知っておくべきことを学ぶ機会を提供します。

④ 父親の育児参画の促進（再掲 P23）

男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進するため、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや企業における従業員の仕事と家庭・育児等の両立支援に関する好事例を紹介するなど、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

施策3 安全・安心な環境の確保

本県の刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少傾向にあるものの、児童買春や青少年健全育成条例違反など、子どもが被害者となる福祉犯事件や不審者による声掛け事案等が後を絶ちません。

また、スマートフォンをはじめとする携帯端末の普及により、大人から見えにくいインターネットという世界で、子どもが事件やトラブルに巻き込まれる事例も表面化しています。

こうしたことから、子どもの犯罪被害防止のための安全確保を図るとともに、安心して生活できる環境の整備を推進します。

【県内における子どもが被害者となる事件】

	H27	H28	H29	H30	R1
福祉犯法令検挙人員	39	41	44	52	48
青少年健全育成条例	19	23	13	21	25
児童買春・ポルノ法	12	8	16	24	16

【声掛け事案の件数】

	H27	H28	H29	H30	R1
児童生徒への声掛け事案等	198	178	239	292	229

(秋田県警察本部調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 安全・安心なまちづくり支援

子どもの交通安全を確保するための普及活動を引き続き推進するほか、子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警察官による街頭活動を強化するとともに、スクールサポーターや自主防犯活動団体による見守り活動を促進します。

また、危険に遭遇した子どもの一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」への支援などにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

② 消費環境への対応力の向上

子どもたちが消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、より豊かな生活や持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動することができるようにするため、消費生活講座の開催や啓発冊子の作成・配布などによる学校への支援を推進し、消費者教育、金融教育の充実を図ります。

③ インターネットセーフティの推進

情報化社会における正しい判断や望ましい態度など情報リテラシーを育むため、学校における情報モラル教育を推進するとともに、子どもがインターネットの有害サイト等による被害に遭わないよう、フィルタリングの普及や、学校非公式サイトの監視等を進めます。

また、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」について、ネットパトロールなど様々な取組を民間等との協働により推進します。

◆ 学校で活用できる 大人が支える！インターネットセーフティガイドブック ◆

県の公式ウェブサイトには、『インターネットセーフティガイドブック』を掲載しています。学校や家庭において、子どもたちに「インターネットセーフティ」を伝える基礎資料として、ぜひご活用ください。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26331>



施策４ 要保護児童等への支援

障害のある子どものほか、児童虐待や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となった子どもなど、様々な事情で健やかな成長を遂げていく上での困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子どもや保護者に対し、早期発見・早期解決を図るための体制整備や各種の支援を行います。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 障害のある子どもへの支援

特別支援学校においては、個別の支援計画や指導計画に基づき、それぞれの障害に応じた専門的な支援・指導を行うとともに、そのセンター的機能を生かして地域の小学校に在籍する児童やその保護者一人ひとりに応じた教育的支援を行います。

また、精神保健福祉センター(P81⑫)において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。

② 発達障害のある子どもへの支援

発達障害のある子どもの早期発見と適切な相談・指導の充実強化を図るとともに、発達障害児に対する理解の促進に努めます。

また、各学校において発達段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害者支援センター(P81⑯)を核とした相談支援・発達支援等の地域支援体制の整備を図ります。

③ 児童虐待防止対策の推進（再掲 P24）

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進

子どもが児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教室の開催のほか、関係機関・団体と連携した携帯電話販売店に対するフィルタリング等の普及促進に向けた要請などの取組を推進します。

また、県内各警察署、「やまびこ電話」(P80⑦)等において、引き続き子どもに関する相談に応じます。

⑤ 社会的養護体制の充実（再掲 P25）

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など、里親養育を一貫して支援します。

⑥ ひとり親家庭への支援（再掲 P26）

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター(P82㉗)において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、自立に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭のうち母子家庭に対しては、より収入の高い就業や養育費確保に向けた支援を重点的に推進するほか、父子家庭に対しては、家事などの日常生活を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

⑦ DV対策の推進（再掲 P26）

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所(P81⑮)や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層、連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

⑧ 子どもの貧困対策の推進（再掲 P27）

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

3 義務教育期（6歳～15歳）

義務教育期は、子どもが将来、社会の中で主体的・創造的に生きていくことができるよう、小・中学校及び義務教育学校における学校教育を通して一人ひとりの子どもが資質・能力を伸ばし、豊かな心を育む時期ですが、一方で心身の発達や自分を取り巻く環境の変化等により、悩みや不安を抱え、心が不安定になりやすい時期でもあります。

また、この時期は社会人としての基盤を形成する大事な時期であることから、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携して子どもを育てることが必要です。

注) 「学童期」と「思春期」に共通する期間として、「義務教育期」を設け、「小・中学校の連携の推進」など、この期間に特化して取り組む施策を掲げています。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進	①ふるさと教育の推進
	②確かな学力の定着
	③多様な体験活動の推進
	④環境・自然保護活動の推進
	⑤読書活動の推進
	⑥心の教育の推進
	⑦障害者理解の促進
施策2 小・中学校の連携の推進	①基本的な生活習慣や学習習慣の定着
	②生徒指導の充実
	③学習指導の充実
	④特別な支援を要する子どもへの対応の充実
	⑤体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進
施策3 学校・家庭・地域の連携の推進	①学校を核とした地域全体の教育力の向上
	②子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進
	③地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進
	④子どもたちの規範意識の醸成
施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援	①いじめ防止対策の推進
	②不登校対策の推進
	③教育相談環境の整備

施策１ 豊かな人間性を育む学校教育の推進

教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の確立、正義感や社会性の育成、思いやりの心や生命に対する畏敬の念のかん養など、人間としての生き方を重視した指導・援助を推進するとともに、児童生徒の自殺防止や障害者に対する理解の促進に取り組みます。

また、自ら学ぶ意欲が喚起される楽しい授業、実感を伴った「分かる授業」を実践するなどして、確かな学力の定着を図る学習指導を推進するほか、外部人材や地域の教育力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、国際化、情報化などの社会変化に主体的に対応できる人材の育成を推進します。

さらに、読書を通じて子どもたちの健全な心を育むため、学校や図書館等と連携し、子どもたちの読書活動を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ふるさと教育の推進

子どもが地域の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとについて新たな観点で認識させるとともに、地域の活性化に貢献する活動等に取り組ませることにより、心豊かで郷土愛に満ちた人間や、自ら学び自ら考える力、郷土や国際社会を主体的・創造的に生きぬくたくましい力を育成します。

② 確かな学力の定着

子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応える教育活動を展開するため、小・中学校における少人数学習を推進します。

また、学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立や教育専門監の配置による優れた指導技術の波及等により、各学校の授業力を高め、子ども一人ひとりに確かな学力の定着を図るとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、世界に通用する英語コミュニケーション能力を育成します。

さらに、全ての小・中学校等に児童生徒一人一台ＩＣＴ端末が整備されることを踏まえ、研修等により教職員のＩＣＴ活用指導力の向上を図り、新たな教育環境を効果的に活用した学習を推進します。

③ 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を生かした自然体験、芸術・文化体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進するほか、社会教育施設のセカンドスクールの利用を促進します。

④ 環境・自然保護活動の推進

身近な環境を大切にする活動、自然との触れ合い、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみなどの環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

⑤ 読書活動の推進

子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、各教科等の授業において学校図書館の利活用を図ります。

また、県内全ての市町村で「子ども読書活動推進計画」が策定されるなど、読書活動推進の気運は高まっており、学校や図書館等と連携した県民運動を一層推進します。

⑥ 心の教育の推進

社会の一員としての規範意識や他者への思いやりの心をもって行動できるようにするため、道徳科や学級活動の授業等の充実を図ります。

また、児童生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもＳＯＳを出せるよう児童生徒への指導を進めるとともに、教育相談体制の充実を図ることにより、子どもの出すＳＯＳを確実に把握できるよう努めます。

⑦ 障害者理解の促進

特別支援学校と小・中学校等との計画的な交流及び共同学習、障害理解授業や居住地校交流の実施により、障害等への理解を促進します。

また、障害のある児童生徒の地域貢献活動や地域行事への積極的な参加を推進します。

施策２ 小・中学校の連携の推進

小・中学校における学習指導、生徒指導等の充実を図り、義務教育９年間を通した連続性のある教育活動を展開するため、小・中学校間において教員の授業交流・合同研修・情報交換や、子どもたちの交流活動等を行うなど、小・中学校の連携を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 基本的な生活習慣や学習習慣の定着

子どもたちが基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた指導計画を作成し、義務教育９年間を通した体系的・組織的な取組を推進します。

② 生徒指導の充実

子どもの実態や子どもを活躍させるための指導方法等について、小・中学校間で情報交換や共通実践するなど、子どもの自己肯定感・自己有用感を高めるための取組を推進します。

また、「中１不登校」の未然防止を図るため、適切な支援に向けた引き継ぎを着実に行うとともに、中学校への体験入学や小・中学校教員の情報交換、子どもたちの交流活動等を推進します。

さらに、小・中学校の児童生徒及びその保護者が必要とするときに、中学校に配置するスクールカウンセラーと教育事務所(P78③)に配置する広域カウンセラー等に相談できるよう、カウンセラーの配置の適正化を図るとともに、積極的な活用につながる広報活動を充実させます。

③ 学習指導の充実

小・中学校教員の授業交流や合同研修、小・中学校の子どもの交流授業等を通じて、「学びの連続性」を意識した学習指導の工夫改善の取組を推進します。

④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実

障害等のある特別な支援を要する子どもに対しては、一人ひとりの教育的ニーズを十分に考慮し、個別の指導計画や支援計画を活用して、小学校から中学校に引き継ぎ、指導・支援の円滑な移行を行うなどの取組を推進します。

また、外国人児童生徒等に対しては、日本語の指導や学校生活への適応の支援を行い、必要に応じて教員を追加配置するほか、個々の履修状況や理解状況に応じた指導を実施します。

⑤ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進

子どもの発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中学校の教員が相互に子どもの実態や指導内容等について情報交換し、指導計画を作成するなど、小・中学校９年間を通したキャリア教育・情報モラル教育を推進します。

施策３ 学校・家庭・地域の連携の推進

子どもたちの健全育成のため、子どもたちを取り巻く生活環境や地域の実態をきめ細かく把握し、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 学校を核とした地域全体の教育力の向上

地域住民の特技等を生かして、地域の教育力を学校教育に活用することで、子どもたちの学びを豊かにするとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」や、「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティスクール等の取組を進め、地域全体で教育の向上に取り組む体制づくりを推進します。

② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進

心豊かな子どもたちを育む環境づくりのため、学校の余裕教室や社会教育施設等で、地域の教育力を活用して交流活動や学習活動、体験活動などの取組を行う「放課後子ども教室」等を実施して、放課後や週末の安全・安心な居場所づくりを推進します。

③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進

P T A、スクールガード、地域のボランティア等が連携し、通学路における街頭指導、地域の危険箇所の点検など、子どもたちの登下校時の安全・安心を確保するための取組を推進します。

④ 子どもたちの規範意識の醸成

学校、家庭、地域が連携を深め、日常的に情報を共有して組織的な指導・支援を行うなど、子どもたちに基本的な生活習慣や社会の一員としての規範意識、責任を身に付けさせる取組を推進します。

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

近年、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもへの対応が問題となっています。

また、悩みや不安を抱える子どもや人間関係をうまく築くことができない子どもが増加しており、いじめ問題や不登校が表面化しています。

こうしたことから、子どもの貧困やいじめ・不登校の未然防止、即時対応等の取組の充実を図るとともに、子どもの悩みや不安を受け止め、心のケアや適切な支援を行う取組を推進します。

【県内小・中学校におけるいじめの状況（国公立小・中学校）】

	H28	H29	H30	R1
いじめの認知件数（小）	1,826	2,194	3,171	3,427
いじめの認知件数（中）	672	634	821	744
計	2,498	2,828	3,992	4,171

【県内小・中学校における不登校の状況（公立小・中学校）】

	H28	H29	H30	R1
不登校児童数（小）	117	144	205	240
不登校生徒数（中）	515	581	714	715
計	632	725	919	955

（秋田県義務教育課調べ）

施策を構成する柱と主な取組内容

① いじめ防止対策の推進

全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進することなどを通して、子ども同士の好ましい人間関係を形成する絆づくりの取組や子どもの自己有用感を高める指導の充実を図ります。

また、いじめを認知した際は、即時に事実確認し、担任教師はもとより、対策委員会を開催するなど学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた側・行った側双方の本人とその保護者に対して、いじめは重大な人権侵害であることを踏まえて適切な指導・援助を行い、解決に努めます。

② 不登校対策の推進

不登校の未然防止を図るため、授業や諸活動において、子ども一人ひとりが活躍する場や他者から認められる場を意図的に設けるなど、子どもの居場所づくりや絆づくりにつながる取組を推進します。

また、校種間等の連携を強化し、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校への円滑な移行を図り、不登校等の未然防止の取組を推進するほか、不登校の子どもに対しては、対策委員会を中心に指導・援助の計画を策定し、役割分担するなど学校全体での組織的な対応を行います。

このほか、「スペース・イオ」の設置や「あきたリフレッシュ学園」への支援により、不登校の子どもたちを対象とした心の居場所の提供と学びのサポートを行います。

③ 教育相談環境の整備

スクールカウンセラー、広域カウンセラーなどの相談員の配置や「すこやか電話」(P78 ②③)等の相談電話の設置により、いじめや不登校等で不安・悩みを抱えている子どもや保護者が気軽に相談できる環境を整備します。

★ スペース・イオ ★

スペース・イオは、不登校の小学生、中学生及び中学校卒業後の子どもたちを対象として、安心して過ごすことができる「心の居場所」を提供し、学習支援を行います。

【場所】

秋田明德館高等学校「スペース・イオ」	(秋田市中通二丁目1番51号)
大館鳳鳴高等学校桜楯館「スペース・イオおおだて」	(大館市柄沢字狐台52番地2)
角館高等学校駒草キャンパス「スペース・イオかくのだて」	(仙北市角館町小館77番地2)
横手高等学校青雲館「スペース・イオよこて」	(横手市前郷二番町10番1号)



4 思春期（13歳～おおむね18歳）

思春期は、子どもから大人へ成長する過程の中で、自立した社会生活を送る上で基礎となる社会規範や様々な知識・能力を習得しながら、自我に目覚め自己の将来について模索する時期です。

他方、急激な心身の成長により、多くの不安や悩み、要求などを抱え精神的に不安定な時期でもあります。

このため、心身の健康の保持増進を図るとともに、豊かな人間性を育みながら、社会的自立に向けキャリア教育を推進することが必要です。

また、この時期における若者は、中学校卒業までは義務教育期という画一した過程をたどりますが、中学校卒業後は、「就職する者」、「高校に進学する者」、「高校を中退し別の道を歩む者」、「通信教育等で大学進学を目指す者」など、様々な道へ進むことから、社会を構成する一員であるとの自覚を早い時期から促していく必要があります。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 心身の健康づくりの推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進
	②心の健康づくり・自殺予防の推進
	③性教育の推進
	④薬物乱用防止教育等の推進
施策2 個性と創造力を育む教育の推進	①学校教育の充実
	②多様な体験活動の推進
	③環境・自然保護活動の推進（再掲）
	④地域とともにある学校づくり
	⑤多様な選択を可能にする教育の充実
施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成	①ふるさとへの愛着の醸成
	②国際理解の促進
	③国際交流の促進

施 策	施策を構成する柱
施策４ 社会参加・参画機会の拡大	①ボランティア活動の促進
	②文化活動の推進
	③子ども・若者の「声」の反映
施策５ 社会への旅立ちの支援	①職業意識の形成支援
	②職場体験・インターンシップの充実
	③進路指導・職業相談・就職支援の充実
	④奨学金制度による経済的負担の軽減
施策６ 無業の若者・障害のある若者等への支援	①無業の若者への支援
	②障害のある若者への支援
	③発達障害のある若者への支援
	④社会的養護体制の充実（再掲）
	⑤ひとり親家庭への支援（再掲）
	⑥子どもの貧困対策の推進（再掲）
施策７ 若者を非行・事件から守る取組	①健全育成運動の推進
	②非行防止活動の促進
	③インターネット利用による被害等の防止
	④児童虐待防止対策の推進（再掲）
	⑤ＤＶ対策の推進（再掲）
	⑥児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進
	⑦立ち直りへの支援

施策１ 心身の健康づくりの推進

本県の中・高校生の体力合計点や体格は、ともに全国平均値より高い状況を維持していますが、夜型生活、朝食の欠食、運動する者とならない者の二極化傾向など、生活習慣が憂慮される者もいます。

また、本県の未成年者（15歳以上20歳未満）の人工妊娠中絶率は平成14年以降低下傾向にあり、現在では全国平均を下回り、取組の一定の成果が見られますが、様々な情報端末を利用した性犯罪等に巻き込まれる危険性があります。

こうしたことから、学校・家庭・地域が連携して適切な指導を行うことにより、生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、健康に関する正しい知識や判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる生徒を育成します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 体力づくり・スポーツ活動の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てることができるよう、体育学習の一層の充実とともに、運動する機会の保障と充実を図ります。

また、「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、誰もが気軽にスポーツに取り組める場の確保を進めるとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

② 心の健康づくり・自殺予防の推進

生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科医による事例検討会や相談活動を実施し、教職員の資質の向上を図るほか、道徳教育や様々な体験活動を通じて命を大切にする心を育み、日常生活で生じる様々な問題に対応できるように、ストレスに対処する能力や社会生活に必要な能力を育てます。

また、生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもＳＯＳを出せるよう生徒への指導を進めるほか、教育相談体制の充実を図ることにより、子どもの出すＳＯＳを確実に把握できるよう努めます。

③ 性教育の推進

思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「こころとからだの相談室」(P81⑱)を開設し、産婦人科医による相談活動を行うなど相談体制の充実を図るとともに、産婦人科医を講師とした性教育講座等の開催により、性に関する正しい知識の普及を図ります。

④ 薬物乱用防止教育等の推進

警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や、学校における教科等の教育活動などを通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

◆ 薬物乱用防止運動 ◆

全国で覚醒剤・大麻の乱用や薬物乱用者の低年齢化が社会問題となっている中、本県では薬物乱用防止運動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、青少年を中心に啓発を行っています。

① 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

官民一体で行う薬物乱用防止活動や、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知により、国民一人ひとりの意識を高め、薬物乱用の未然防止を図る運動です。

- ・実施期間：毎年6月20日から7月19日まで



② 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

麻薬、覚醒剤の他に大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害について広く国民に周知し、国民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る運動です。

- ・実施期間：毎年10月1日から11月30日まで

施策２ 個性と創造力を育む教育の推進

全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）において、本県の小・中学生は12回連続で全国トップレベルの成績を収めました。今後は、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、問題を発見し、解決していく力が一層求められています。

こうしたことから、外部人材や地域の力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、独創性・創造性・多様性に富む人材の育成を推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 学校教育の充実

子どもの個性を生かし子どもの多様性に応える教育活動を展開するため、小学校に引き続き中学校においても少人数学習を推進します。

高校においては、各校の進路指導の取組をキャリア教育推進協議会や12高校進学指導協議会等で情報交換するほか、大学等の情報を共有するなど、高校間連携による進路指導の充実を図ります。

また、全ての生徒にＩＣＴ端末を配付することから、電子黒板などのハード整備を進めるとともに、研修等により教職員のＩＣＴ活用指導能力の向上を図り、ＩＣＴを活用した学習活動を推進します。

② 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を生かした自然体験、芸術・文化体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進します。

また、高校においては、農林業等に関わるインターンシップやボランティア活動などの体験活動を推進します。

③ 環境・自然保護活動の推進（再掲 P38）

身近な環境を大切にする活動、自然との触れ合い、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみなどの環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

④ 地域とともにある学校づくり

地域の教育力を活用し、子どもたちの学習や学校の安全管理等を行う取組を支援するため、「地域学校協働本部」など、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る取組を促進します。

⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実

本県の少子化や人口減少の状況について理解を深めるとともに、性別にかかわらず、多様な分野で男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会を創造していくため、副読本の活用を図りながら、男女共同参画や多様な生き方、さらには将来のライフプランについて考える教育の充実を図ります。

◆ 秋田県水と緑の森づくり税 ◆

県では、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、平成20年4月から「秋田県水と緑の森づくり税」を導入しました。この税金は、森林環境保全の取組のほか、次代を担う子どもたちが、森林の持つ様々な公益的機能を理解するための森林環境学習等に充てられています。

URL : <https://common3.pref.akita.lg.jp/mizumidori/>



施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

グローバル化が進展する中で、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えています。

子ども・若者がふるさとの文化・歴史等を知ることや国際的視野を培うことにより、どのような場面にあっても自らの考えや意見を表明できる能力を養うとともに、国際理解の促進を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ふるさとへの愛着の醸成

ふるさとのよさを発見し、ふるさとへの愛着心を持ち、ふるさに生きる意欲が高まるよう、子どもたちが秋田の自然、歴史、文化、人材等と触れ合う機会を充実させ、ふるさについて新たな観点で認識を深めさせるとともに、地域の課題や展望について考え地域の活性化に貢献する活動等を促進します。

② 国際理解の促進

学校や公民館へ国際交流員を派遣して海外の文化などを紹介したり、友好提携先等との派遣や受入れによる相互交流事業により、青少年の海外への関心を高め、グローバル社会で活躍できる国際感覚や世界的視野を身に付けた人材の育成を図ります。

また、外国人と触れ合う機会を通して、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的背景や考え方などについて理解を深めます。

③ 国際交流の促進

生徒の発達段階に応じたイングリッシュキャンプを実施し、異文化への理解を深め、国際感覚をかん養するとともに、英語による自己表現などのコミュニケーション能力の向上を図ります。

施策4 社会参加・参画機会の拡大

地域社会は、若者が主体的に活動することで豊かな感性や社会性を培う場でもあることから、地域社会の一員であることの自覚を高め、社会的に自立した大人へと成長するよう社会参加及び参画機会の拡大を図ります。

	H27	H28	H29	H30	R1
高校生のボランティア活動参加人数	8,927	8,552	10,255	10,110	8,419

(秋田県高校教育課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア活動の促進

子どもたちが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。

また、ボランティア活動に関する協議会において、連絡・調整、情報交換を行いながら、各地域における学校間、事業所・福祉施設などの関係諸機関との連携を密にして、体験活動の充実を図ります。

② 文化活動の推進

高校生による秋田ならではの文化活動を地域づくりに生かすことや、青少年劇場など学校での芸術鑑賞機会の充実により、次世代を担う子どもたちが豊かな感性や人間性を育む環境づくりを進めます。

③ 子ども・若者の「声」の反映

子ども・若者が自らの体験や活動を通して感じたことや考えさせられたことを発表する機会を提供するため、青少年育成団体が主催する「少年の主張県大会」を共催します。

施策5 社会への旅立ちの支援

雇用環境は改善しつつありますが、将来に不安を抱く子ども・若者は増加しています。

子ども・若者が、将来どのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させることができるよう、早い段階からキャリア教育を進めることで、望ましい勤労観や職業観を確立させるとともに、きめ細かな就職支援を行います。

	H27	H28	H29	H30	R1
高校生の県内就職率（％） （公立・私立、全日制・定時制）	64.8	65.0	66.9	65.3	67.8

（文部科学省「学校基本調査」）

施策を構成する柱と主な取組内容

① 職業意識の形成支援

生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、勤労観や職業観を育むため、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に努めるとともに、キャリア教育の推進に関する協議会等を通して各学校の優れた取組の共有を図ります。

また、業種の区別なく県内企業の魅力を深く知ってもらうほか、職業意識の醸成を促進し、将来の職業選択に資するため、高校1年生を対象とした職場見学やセミナーを引き続き実施するとともに、中学生や高校生向けの地元企業ガイダンス等を開催します。

② 職場体験・インターンシップの充実

地域企業や関係機関と連携し、職場体験を通じて就業意欲の向上を目指す取組を実施します。

また、働くことの重要性や意義についての理解を促進し、確かな勤労観や職業観を養うため、高校2年生の全生徒を対象としたインターンシップ等の体験活動を促進します。

③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実

新規高卒者の県内就職を促進するため、関係機関と連携しながら、県内企業におけるきめ細かな求人の掘り起こしや求人・求職のミスマッチが起きないようにするための情報交換会や面接会を開催します。

また、キャリア探究アドバイザーの配置によるキャリア教育を継続するとともに、県内就職を目指す高校生に対しては、コミュニケーションセミナーによる能力開発や各種資格取得に向けた支援を行います。

④ 奨学金制度による経済的負担の軽減

(公財)秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時などの経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度により支援します。

【コミュニケーションセミナー】



【企業ガイダンス】



【インターンシップ】



【地域振興局ごとの企業説明会】



施策6 無業の若者・障害のある若者等への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、義務教育段階を卒業してしまうと、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化する恐れがあります。

このため、こうした若者の置かれた状況に応じたサポートを行うほか、障害や発達障害のある若者に対して、相談支援・就労支援体制の強化を図ります。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 無業の若者への支援

中学校・高校を卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、進路等の相談への対応や、就職に必要な知識・技能を習得する場の紹介のほか、適切なカウンセリングの実施などの支援を行います。

また、中途退学者については、教育関係機関と地域若者サポートステーション(P83㉔)との連携により、社会的・職業的自立に向けた活動への支援を引き続き実施します。

② 障害のある若者への支援（一部再掲 P34）

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による職業教育や就労支援を実施するなど、障害等のある生徒の社会的・職業的な自立に向けた支援を行います。

また、精神保健福祉センター(P81㉒)において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。

③ 発達障害のある若者への支援

発達障害者支援センター(P81㉑)が核となって、医療、保健、福祉、教育関係機関等が連携し、発達障害のある子どもやその家族の相談に応じながら、切れ目のない支援を引き続き実施します。

④ 社会的養護体制の充実（再掲 P25）

実親による養育が困難となった子どもが、正しい理解と温かい愛情のある家庭で生活を送り、将来の健全な生活基盤を築くことができるよう、里親制度の一層の周知を図るとともに、里親登録の推進、子どもとのマッチング、養育中の里親への訪問など里親養育を一貫して支援します。

⑤ ひとり親家庭への支援（再掲 P26）

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター(P82㉗)において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、自立に向けた支援を行います。

また、母子父子寡婦福祉資金の活用及び各種生活支援サービスにより、個々の実情に応じたきめ細かな生活支援や相談活動を推進します。

⑥ 子どもの貧困対策の推進（再掲 P27）

全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されことなく、一人ひとりが夢や希望を持って成長することができる地域社会を実現するため、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等のネットワーク構築を支援しつつ、貧困状態にある子どもと子育て家庭を地域で支える気運の醸成を推進します。

施策7 若者を非行・事件から守る取組

少子化・核家族化の進行は、子ども・若者のコミュニケーションの機会を減少させ、対人関係能力の低下などの要因となっています。

また、インターネットの急速な普及により、子ども・若者が保護者の知らないうちに犯罪等に巻き込まれるケースも増加しています。

子ども・若者を非行や事件から事前を守るためには、親子の日常的な触れ合いの機会を増やし子どもたちの変化にすばやく気づくことや、男女が性差についての理解を深めお互いを尊重するための教育などが必要です。

こうした取組と併せ、非行を犯したり、犯罪被害に遭った子ども・若者への立ち直り支援も大切です。

	H27	H28	H29	H30	R1
県内児童買春・児童ポルノ検挙人員	12	8	16	24	16

(秋田県警察本部警調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 健全育成運動の推進

少年非行は、少年が自分の居場所を見出せず孤立化し、あるいは疎外感を抱いていることが背景としてあることから、家族同士が触れ合う機会を拡充し、お互いの立場を理解し合うための「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あったか声かけ運動」などの青少年健全育成運動を、青少年育成団体などと連携し、県民一体となって推進します。

② 非行防止活動の促進

子ども・若者の健全な育成を阻害する恐れのある興行や書籍等については、表現の自由を十分尊重しつつ、青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年県条例第33号）に基づき規制するほか、学校での非行防止教室の開催や街頭補導活動により、非行・被害防止活動を推進します。

③ インターネット利用による被害等の防止

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むものなど、子どもに有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォンからＳＮＳ等を利用して子どもが性犯罪の被害に遭う事例が後を絶たない状況にあります。また、ＳＮＳ等はコミュニケーションツールとしては便利である一方、安易な利用によりいじめにつながる恐れもあるほか、親のクレジットカード情報を利用して多額の請求を受けるなどの事例もあります。

このため、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守るとともに、子どもがいじめによる加害者になることのないよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」について、ネットパトロールなど様々な取組を民間等との協働により推進します。

また、子どもだけではなく、保護者が子どもの利用するＳＮＳ等の実態や危険性を理解することができるよう、子どもを対象とした情報モラル教室や保護者を対象とした講話を開催するほか、関係機関・団体等と連携してフィルタリングの普及促進やインターネットの安全利用に関する街頭キャンペーン等に取り組みます。

④ 児童虐待防止対策の推進（再掲 P24）

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務があることのほか、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等により周知を図ります。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員等で構成される要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

⑤ DV対策の推進（一部再掲 P26）

DVは重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所(P81⑮)や各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。

また、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議やDV防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

さらに、互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDV予防について、生徒が加害者・被害者にならないように、各校においてデートDV予防教室を実施するなど、予防教育を推進します。

⑥ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進

S N S の利用等による生徒の性犯罪被害を未然に防止するため、被害につながるおそれのある S N S 上の不適切な書き込みに対して注意喚起する広報啓発活動を行います。

また、県内各警察署、「やまびこ電話」(P80⑦)等の相談窓口において子どもに関する相談を受理し、適切に対応します。

⑦ 立ち直りへの支援

再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、関係機関への相談や支援を求めることのない少年が潜在している可能性があることから、積極的に声を掛け、再非行を防止するための立ち直り支援活動を引き続き実施します。

また、ボランティア活動や美化活動などの社会参加活動、学習支援、スポーツ交流、農業体験、料理体験等の活動を通じて、少年に自己肯定感や達成感を抱かせるとともに、規範意識を向上させる取組を推進します。

★ 若者の居場所 ★

県内各地には、社会的自立に困難を抱える若者が気軽に訪れることができる「若者の居場所」が設置されています。ここでは、家庭や学校、職場とは異なる、自由に過ごせる居場所を若者に提供しています。

URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/36805>



※ P83②参照



5 青年期（おおむね18歳～30歳代）

青年期は自己形成を図り、年齢にふさわしい社会常識や規範意識を身に付け、一職業人として社会へ一歩を踏み出したり、更に高い専門分野の学問を目指したりしながら、それぞれの立場で地域社会の発展を担っていく中核的な役割が求められる時期です。

また、様々な出会いでパートナーを得て家庭を築き、新たな生命を育みながら次代に引き継いでいく時期でもあります。

こうした一方で、社会に適合できず自己の殻の中に閉じこもってしまう若者や、就職したくても職に就けない若者もいます。

若者が自己の人生を意義あるものに感じ、主体的な生き方ができるよう、様々な観点から支援していく必要があります。

【取り組む施策とそれを構成する柱】

施 策	施策を構成する柱
施策1 職業能力開発・就労等の支援	①就業のための能力開発支援
	②県内定着・回帰に向けた支援
	③起業家意識の醸成と起業活動への支援
施策2 多様な学びの場の確保	①社会人の学習機会の提供
	②高等教育機関による学びの機会の提供
	③芸術・文化に親しむ機会の充実
	④環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供
施策3 地域の活力を担う若者への支援	①ボランティア・NPO活動等への参加促進
	②若者文化への支援
	③地域で主体的に行動する若者の育成・支援

施策4 出会いと結婚・子育て等の支援	①出会いと結婚への支援
	②企業における独身従業員の結婚支援の促進
	③企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進
	④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援	①若者の自立に向けたサポート
	②障害のある若者の支援及び学びの機会の充実
	③ひきこもり対策の推進
	④職場におけるメンタルヘルス対策の促進

◆ Aターン就職マッチング支援サイト あきた就職ナビ ◆

あきた就職ナビでは、本県へのAターン就職のための、情報提供を行っています。Aターン登録をすると、県内就職に関する各種情報を受け取ることができます。

URL : <https://www.furusato-teiju.jp/>



施策１ 職業能力開発・就労等の支援

企業では競争に打ち勝つための多様で高度な技能・技術を有する人材を求めていることから、こうした産業人材を育成・確保するための職業訓練を実施するとともに、若年無業者、離職者等の求職者に対しては職業能力の開発や職場定着などへの支援を行います。

また、大学生やAターン就職希望者など、若者の県内定着・回帰を促進するため、県内就職に向けた企業情報等を様々な広報媒体を活用し発信するとともに、県内企業とのマッチング機会の拡大を図ります。

	H27	H28	H29	H30	R1
Aターン就職者数	1,080	952	1,128	1,134	1,058

(秋田県移住・定住促進課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 就業のための能力開発支援

地域ニーズに対応した即戦力となる技能者・技術者を育成するため、新規学卒者に対する職業訓練や技能検定を実施するほか、離転職者に対しては、ハローワーク(P82④)や関係機関と連携した職業能力開発により早期再就職を支援します。

また、農林漁業に従事しようとする若者に対し、技術習得のための研修をはじめとした各種支援を行います。

さらに、いわゆる就職氷河期世代の若者に対し、ハローワーク等と連携しつつ、就職や正社員転換に向けた職業訓練等を実施します。

② 県内定着・回帰に向けた支援

大学生等の県内就職を促進するため、県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃんけ)！」により県内企業情報や就職支援情報等の提供を行うとともに、合同就職説明会や面接会など、学生と県内企業とのマッチング機会の拡大を図るほか、県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成するなど、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。

また、社会人のAターン就職の促進については、Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」の活用促進を図るとともに、就職マッチングフェアの開催や首都圏相談窓口「Aターンプラザ秋田」による就職あっせんを引き続き実施します。

③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援

高校生や大学生を対象とした起業体験の実施等による起業家意識の醸成や人材育成を図るほか、商工団体と連携し、起業に関するセミナーの開催や起業時に要する初期投資費用への支援、その後のフォローアップなど、起業前から起業後まで切れ目のない支援を行います。

◆ 秋田県就活情報サイト KocchAke (こっちゃけ) ! ◆

「秋田が好きだから、秋田で就職したい」

「ふるさに貢献できるような仕事がしたい」

「家族のそばで暮らしたい」

こうした就職活動中の方と県内企業をつなげることを目的とした、“秋田県就活情報サイト”です。企業情報や採用情報だけでなく、インターンシップ情報や働く先輩社会人の声、企業のPR動画などを掲載していますので、本県での就職に興味のある方はぜひご活用ください。

URL : <https://kocchake.com/>



施策２ 多様な学びの場の確保

多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応し、生涯学習を推進するため、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、高等教育機関が持つ知的資源を地域に還元する取組を促進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 社会人の学習機会の提供

県民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、「あきたスマートカレッジ」の実施など、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、生涯学習に携わる県民が、地域を元気にする学びの場づくりの中心として貢献できるよう、その取組を支援します。

② 高等教育機関による学びの機会の提供

大学等高等教育機関における高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の開催など、それぞれの高等教育機関の特色を活かした多様な学びの機会の提供を支援します。

③ 芸術・文化に親しむ機会の充実

県民が“ふるさと秋田”のよさを学び、生涯にわたって心豊かな生活を送るため、美術館や博物館等において魅力的な展覧会や各種教室などを開催し、優れた芸術・文化に親しむ機会を提供します。

④ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

市町村、学校及び住民団体が主催する環境保全に関する講演会や学習会などに対し、講師・指導者等を派遣します。

また、環境保全に関わる情報を県民に発信するとともに、環境保全を総合的な視点から考え指導することができる地域の環境保全活動のリーダーとなる人材を育成する講座を開催するなど、環境・自然保護活動に関する学びの機会を提供します。

施策3 地域の活力を担う若者への支援

少子化や過疎化の進行に伴い、地域社会には様々な課題が生じていますが、秋田の未来を担う大学生をはじめとする若者が積極的に社会・文化活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を形成していく上で重要なことから、主体的に行動する若者への取組を支援します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① ボランティア・NPO活動等への参加促進

若者が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若いうちから地域と主体的に関わる機会を創出することによって、地域への理解や愛着を深め、若い世代の地域活動への参加を促進します。

また、ボランティア活動やNPO活動等を支援することで、多くの県民の理解を深め、更に多様な活動ができるよう、市民活動サポートセンターで相談対応や情報発信を行うとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための自主的・主体的な活動を支援します。

② 若者文化への支援

文化の力により地域の元気を創出するため、文化イベントの企画・運営等を行う人材や若手アーティストの育成に向け、県内大学や関係団体などと連携しながら、活動の場や作品等の発表の機会の充実を図ります。

また、若者の文化活動への参画促進に向けた情報発信などを行いながら、次代の文化を担う若者が主体となり企画・参加する芸術文化活動等に対して支援します。

③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援

若者ならではの斬新な発想を活かしたチャレンジを、企画の練り上げから実践まで一貫してサポートすることによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気創出につなげるとともに、若者の想いや活動アイデアを実現するための環境を整備し、若い世代が主体となった地域づくり活動の創出や地域活性化を促進します。

施策４ 出会いと結婚・子育て等の支援

県が行った少子化・子育て施策等に関する調査では、独身者の多くが、結婚に前向きであるだけでなく、子どもを持ちたいと希望しているにもかかわらず、結婚したいと思う異性と巡り会える機会が少ないと回答しており、結婚・出産につながる独身者の出会いの機会の創出とともに、あきた結婚支援センターを通じた結婚への支援を強化します。

また、出産前に仕事をしていた女性の半数近くが出産を機に退職していることなどから、仕事と育児・家庭が両立できる環境整備など、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける環境づくりを推進するとともに、男女を問わず、個人の多様な生き方やライフステージに応じた柔軟な働き方を選べる職場づくりを推進します。

施策を構成する柱と主な取組内容

① 出会いと結婚への支援

若者を中心に独身者の誰もが結婚に希望を持てるよう、社会全体で結婚を応援する気運を醸成するとともに、民間や市町村との協働によりあきた結婚支援センターを運営し、AI（人工知能）マッチング（お見合い）システムにより、会員の中から相性のよい相手を自動的に紹介するなど、効果的な出会いを支援します。

また、コロナ禍で人と人との交流が制限される中にあっても、オンラインによる出会いイベントやセミナー等を開催することにより、出会いや結婚を希望する独身者を支援します。

② 企業における独身従業員の結婚支援の促進

結婚を希望する独身者の出会いの機会を創出するため、従業員の結婚を応援する企業同士による交流会や、企業内における従業員の交流行事等の実施を支援します。

③ 企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進

従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解と関心が深まるよう、企業訪問により支援策等の情報提供や取組の働きかけを行うほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみん」認定の取得等に向けた支援など、中小企業等へのサポートを強化します。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、仕事と子育ての両立をはじめ、男性の家事・育児への参画や働き方改革を通じた長時間労働の改善、新たな働き方の導入などに関する普及啓発等の取組を一層推進します。

◆ あきた結婚支援センターウェブサイト ◆

あきた結婚支援センターでは、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供しています。



URL : <https://www.sukoyaka-akita.com/>



◎フリーダイヤル： 0800-800-0413

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

コミュニケーションが苦手などといった理由により就職したくてもできない若者への対応が大きな課題となっていることから、こうした若者の自立に向けたサポートを強化していくほか、障害や発達障害のある若者に対する、在宅サービスや施設サービスの充実とともに、発達障害者支援センターによる地域支援体制等の強化を図ります。

また、ひきこもり状態にある本人やその家族等の相談支援体制の充実を図ります。

さらに、就職したものの、仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援として、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

【困難を抱える若者の就職等の状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
あきた若者サポートステーションでの就職者等人数	128	116	120	119	101

(秋田県次世代・女性活躍支援課調べ)

施策を構成する柱と主な取組内容

① 若者の自立に向けたサポート

ニートやひきこもり状態にある若者が、社会への一歩を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ますなど地道な対応が必要です。

このため、地域若者サポートステーション(P83㉔)におけるジョブトレーニングのほか、職場ふれあいやスキルアップなどの事業を通じて、人間関係をうまく構築できるようにするとともに、キャリアカウンセリングを実施するなど、働くことに困難を抱え無業状態にある若者を支援します。

また、県内各地に開設されている「若者の居場所」(P83㉔)を利用する若者の社会的自立を支援します。

② 障害のある若者の支援及び学びの機会の充実

学校卒業後の障害者に対して、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習プログラムや実施体制について実践研究を行いながら、地域における持続可能な「障害者の生涯学習」を推進するほか、自立や社会参加に向けた相談体制や就労支援サービスなどの充実を図ります。

③ ひきこもり対策の推進

県ひきこもり相談支援センター(P84㉔)において、電話や面接による相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

また、ひきこもり状態にある本人が集まる「青年グループ」を開催し、居場所を提供するとともに対人関係能力の向上をサポートします。

さらに、同じ悩みを持つ親同士が集まる「にじの会」を開催し、親の精神的安定や孤立感の軽減を図るとともに、対応を学ぶ学習機会を提供します。

④ 職場におけるメンタルヘルス対策の促進

就職したものの、仕事や職業生活に起因した強い不安や悩み、ストレスなどを原因として精神障害を発症し、就労が困難になったり自殺を企図したりすることを予防するため、職場におけるメンタルヘルスセミナー等の実施を促進します。

★ 地域若者サポートステーション ★

15歳から49歳までの、働くことや自立について悩みを抱える若者や家族が支援の対象です。県内には、秋田市と横手市の2カ所にあり、若者の職業的自立を支援しています。



◆あきた若者サポートステーション

URL : <http://saposuteakita.com/>



◆秋田県南若者サポートステーションよこて

URL : <http://sapoyoko.jp/>



※P83㉔参照

「第3次あきた子ども・若者プラン」における指標と数値目標

- ◆ 目標値の予定が令和6年度以外の場合、備考欄に予定年度を記載しています。
- ◆ 「現状」欄で、数値がない年度は「－」としています。

(令和4年11月改訂)

1 乳幼児期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	市町村	－	－	2	3	25	
2	むし歯のない3歳児の割合	%	77.5	81.3	82.3	<u>83.0</u>	90.0	※R4
3	翌年度4月1日時点の保育所等の待機児童数	人	41	37	65	22	0	
4	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	0	0	
5	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	14.4	14.4	16.2	17.1	20.0	
6	里親等委託率	%	8.5	9.6	12.2	13.2	26.0	

2 学童期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	小6体力合計点(男女平均) (※1)	点	63.3	63.4	63.7	63.2	64.3	
2	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生) (※2)	%	90.8	90.5	90.0	88.9	92.0	
3	食育ボランティアが行う食育活動への参加人数	人	－	－	－	25,767	27,500	
4	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	33.2	30.9	29.0	32.1	35.0	
5	放課後児童クラブ待機児童数	人	177	79	63	51	0	

※1 国公立小学校 ※2 公立小学校

3 義務教育期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	ネットトラブル被害児童生徒 (※3)	%	3.5	3.5	3.5	3.2	3.5	
2	千人当たりの不登校者数 (※4)	人	9.2	10.8	14.1	15.0	13.0	
3	認知したいじめの解消率 (※3)	%	94.5	94.2	93.8	93.8	95.0	
4	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0	
5	英検3級相当以上の英語力を有する 中学3年生の割合 (※5)	%	37.1	49.1	48.3	39.1	<u>58.0</u>	
6	市町村における統括コーディネーター の配置率(地域学校協働活動関係)	%	－	－	16.0	24.0	100.0	
7	SOSの出し方に関する教育の実施校 の割合 (※4)	%	－	－	2.6	8.5	40.0	

※3 公立小・中学校 ※4 国公立小・中学校 ※5 国公立中学校

4 思春期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	中3体力合計点(男女平均) (※5)	点	52.9	53.6	52.5	52.5	53.6	
2	高3体力合計点(男女平均) (※6)	点	55.4	55.4	54.5	53.3	55.5	
3	男女共同参画の意識を高める副読本の活用率	%	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0	
4	高校生のインターンシップ参加率(年間) (※7)	%	60.6	61.2	64.9	64.6	<u>65.5</u>	
5	高校生の県内就職率 (※8)	%	<u>65.2</u>	66.9	<u>65.0</u>	<u>67.7</u>	<u>78.5</u>	
6	特別支援学校高等部卒業生の就職率	%	31.4	37.8	37.8	35.5	40.0	
7	SOSの出し方に関する教育の実施校の割合 (※6)	%	—	—	5.8	9.6	50.0	

※5 国公立中学校 ※6 公私立 高等学校 ※7 公立 全日制・定時制

※8 公私立 全日制・定時制

5 青年期

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			H28	H29	H30	R1	R6	備考
1	Aターン就職者数	人	952	1,128	1,134	1,058	<u>1,350</u>	
2	若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	6	6	11	13	18	
3	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	人	211	176	159	162	<u>180</u>	
4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員100人以下の企業)	社	262	287	361	454	<u>700</u>	
5	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(従業員数100人以下の企業)	社	二	二	<u>156</u>	<u>172</u>	<u>450</u>	
6	若者による秋田の活性化や地域貢献に資する取組の実践件数	件	—	—	—	—	<u>5</u>	
7	若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	116	120	119	101	400	※4年間の累計

資 料 編

資料 1

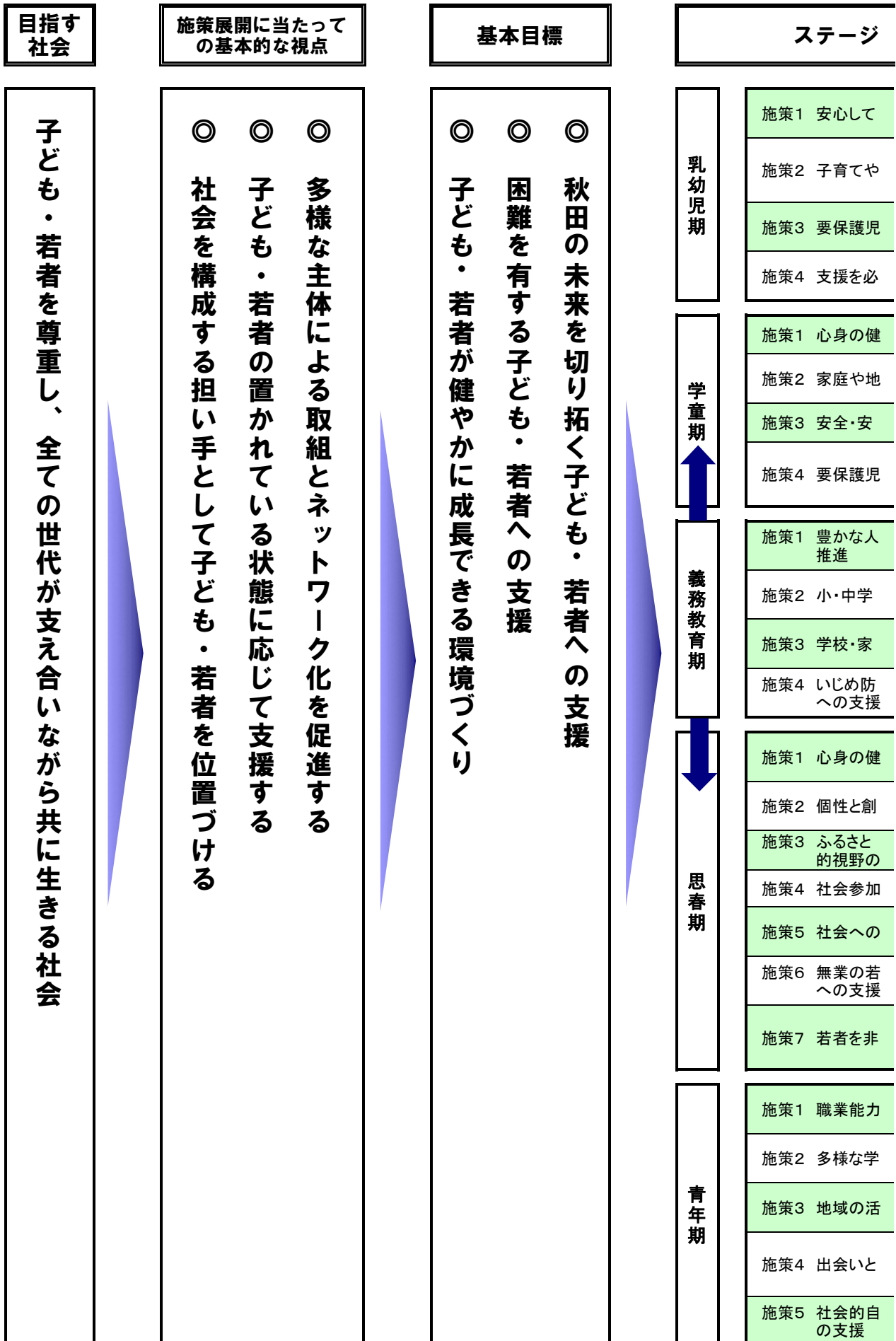
秋田県青少年健全育成審議会委員名簿及び策定経過

1 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職	プ ラ ン 策定部会
会長	熊 谷 嘉 隆	国際教養大学副学長	○ (部会長)
委員	東 湖 都	秋田県ＢＢＳ連盟 会員	○
委員	石 川 信	秋田県書店商業組合 監査役	
委員	石 黒 泰 成	秋田少年鑑別所長	
委員	岩 崎 通 子	秋田県ボランティア団体連絡協議会員	
委員	笈 川 正 典	秋田弁護士会	○
委員	金 田 早 苗	学校法人聖霊学園理事	
委員	熊 谷 隆 益	青少年育成秋田県民会議会長	
委員	後 藤 武 之	秋田県高等学校長協会 秋田県立秋田明德館高等学校長	○
委員	齋 藤 和 彦	秋田県青少年団体連絡協議会会長	○
委員	高 杉 奈穂子	秋田県ＰＴＡ連合会	
委員	土 田 いづみ	公募委員	○
委員	長 門 里 香	秋田県小学校長会 秋田市立豊岩小学校校長	○
委員	濱 田 純	秋田大学客員教授	○
委員	松 倉 里 美	秋田県警察本部生活安全部少年女性課 少年サポート係長	

2 策定経過

令和２年 ７月２８日	秋田県青少年健全育成審議会におけるあきた子ども ・若者プラン策定部会委員の指名、プラン案の方向 性の確認
令和２年 ８月２７日	第１回あきた子ども・若者プラン策定部会開催
令和２年 ９月１７日	県議会総務企画委員会にプラン（骨子案）提出
令和２年１１月１３日	第２回あきた子ども・若者プラン策定部会開催
令和２年１２月 ７日～ 令和３年 １月 ６日	パブリックコメント募集
令和３年 １月２０日	秋田県青少年健全育成審議会開催
令和３年 ２月１０日	県議会総務企画委員会にプラン（案）提出
令和３年 ３月１５日	プラン策定、公表



ことの施策	施策を構成する柱
出産できる環境の整備	①母子保健対策の充実 ②周産期医療体制の整備
その支援の充実	①就学前教育・保育の充実 ②子育て世帯への経済的支援の実施 ③父親の育児参画の促進 ④地域における子育て支援の充実 ⑤一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
児童等への支援	①児童虐待防止対策の推進 ②障害のある子どもへの支援 ③発達障害のある子どもへの支援 ④社会的養護体制の充実
要とする親へのサポート	①ひとり親家庭への支援 ②DV対策の推進 ③子どもの貧困対策の推進
康づくりの推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②食育の推進
域の教育力の向上	①家庭教育支援体制の充実 ②地域教育支援体制の充実 ③家庭・地域におけるインターネット健全利用の推進 ④父親の育児参画の促進
心な環境の確保	①安全・安心なまちづくり支援 ②消費環境への対応力の向上 ③インターネットセーフティの推進
児童等への支援	①障害のある子どもへの支援 ②発達障害のある子どもへの支援 ③児童虐待防止対策の推進 ④児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑤社会的養護体制の充実 ⑥ひとり親家庭への支援 ⑦DV対策の推進 ⑧子どもの貧困対策の推進
間性を育む学校教育の	①ふるさと教育の推進 ②確かな学力の定着 ③多様な体験活動の推進 ④環境・自然保護活動の推進 ⑤読書活動の推進 ⑥心の教育の推進 ⑦障害者理解の促進
校の連携の推進	①基本的な生活習慣や学習習慣の定着 ②生徒指導の充実 ③学習指導の充実 ④特別な支援を要する子どもへの対応の充実 ⑤体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進
庭・地域の連携の推進	①学校を核とした地域全体の教育力の向上 ②子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進 ③地域ぐるみの学校安全体制の整備・推進 ④子どもたちの規範意識の醸成
止と困難を有する子ども	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談環境の整備
康づくりの推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②心の健康づくり・自殺予防の推進 ③性教育の推進 ④薬物乱用防止教育等の推進
造力を育む教育の推進	①学校教育の充実 ②多様な体験活動の推進 ③環境・自然保護活動の推進 ④地域とともにある学校づくり ⑤多様な選択を可能にする教育の充実
への愛着の醸成と国際 育成	①ふるさとへの愛着の醸成 ②国際理解の促進 ③国際交流の促進
・参画機会の拡大	①ボランティア活動の促進 ②文化活動の推進 ③子ども・若者の「声」の反映
旅立ちの支援	①職業意識の形成支援 ②職場体験・インターンシップの充実 ③進路指導・職業相談・就職支援の充実 ④奨学金制度による経済的負担の軽減
者・障害のある若者等	①無業の若者への支援 ②障害のある若者への支援 ③発達障害のある若者への支援 ④社会的養護体制の充実 ⑤ひとり親家庭への支援 ⑥子どもの貧困対策の推進
行・事件から守る取組	①健全育成運動の推進 ②非行防止活動の促進 ③インターネット利用による被害等の防止 ④児童虐待防止対策の推進 ⑤DV対策の推進 ⑥児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ⑦立ち直りへの支援
開発・就労等の支援	①就業のための能力開発支援 ②県内定着・回帰に向けた支援 ③起業家意識の醸成と起業活動への支援
びの場の確保	①社会人の学習機会の提供 ②高等教育機関による学びの機会の提供 ③芸術・文化に親しむ機会の充実 ④環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供
力を担う若者への支援	①ボランティア・NPO活動等への参加促進 ②若者文化への支援 ③地域で主体的に行動する若者の育成・支援
結婚・子育て等の支援	①出会いと結婚への支援 ②企業における独身従業員の結婚支援の促進 ③企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進 ④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進
立に困難を有する若者へ	①若者の自立に向けたサポート ②障害のある若者の支援及び学びの機会の充実 ③ひきこもり対策の推進 ④職場におけるメンタルヘルス対策の促進

資料3

「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値

◆ 目標値がR2以外の値の場合、「備考」欄に該当年度を記載しています。

1 乳幼児期

	指標	単位	実績値(H27～R1)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考	
①	3歳児健康診査受診率	%	98.0	97.7	97.1	98.3	97.7	100.0		97.7%
②	むし歯のない3歳児の割合	%	75.9	77.5	81.3	82.3	82.9	90.0	※R4	92.1%
③	周産期死亡率	—	2.9	4.6	4.1	4.5	5.5	3.6	※R5	65.5%
④	合計特殊出生率	—	1.35	1.39	1.35	1.33	1.33	1.52		87.5%
⑤	出生数	人	5,861	5,666	5,396	5,040	4,696	5,900		79.6%
⑥	認定こども園等の幼保一体的運営施設数(H26から認定子ども園数)	箇所	53	69	81	89	95	68		139.7%
⑦	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	1	1	1	0	0		100.0%
⑧	母子家庭の母の就業率	%	86.7	87.6	88.0	88.7	88.3	86.0		102.7%

2 学童期

	指標	単位	実績値(H27～R1)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考	
①	小6体力合計点(男女平均) (※1)	点	63.2	63.3	63.4	63.7	63.2	64.5		98.0%
②	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生) (※2)	%	91.6	90.8	90.5	90.0	88.9	96.5		92.1%
③	食育ボランティア数	人	4,212	4,212	3,923	3,819	3,729	4,300		86.7%
④	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	41.9	33.2	30.9	29.0	32.1	40.4		79.5%
⑤	放課後児童クラブの設置率	%	78.7	79.5	81.0	81.8	86.1	86.0		100.1%

※1 国公立小学校 ※2 公立小学校

3 義務教育期

	指標	単位	実績値(H27～R1)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考	
①	ネットトラブル被害児童生徒 (※3)	%	3.1	3.5	3.5	3.5	3.2	3.2		100.0%
②	千人当たりの不登校者数 (※4)	人	8.9	9.2	10.8	14.1	15.0	8.7		58.0%
③	千人当たりのいじめ認知件数 (※5)	人	17.8	28.4	32.4	46.2	49.6	10.5		21.2%
④	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.1	79.0	81.5	77.8	75.4	75.0		100.5%
⑤	中3英検3級以上取得率 (※6)	%	39.7	28.5	39.2	29.0	24.5	42.0		58.3%
⑥	中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	93.8	92.8	95.4	96.3	96.3	97.2		99.1%

※3 公立小・中学校 ※4 国公立小・中学校 ※5 国公立小・中・高・特別支援学校 ※6 公立中学校

4 思春期

	指標	単位	実績値(H27～R1)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考	
①	中3体力合計点(男女平均) (※7)	点	53.1	52.9	53.6	52.5	52.5	53.3		98.5%
②	高3体力合計点(男女平均) (※8)	点	55.3	55.4	55.4	54.5	53.3	55.6		95.9%
③	男女共同参画副読本の活用率 (※8)	%	82.6	83.3	86.1	83.9	81.3	85.0		95.6%
④	高校生のインターンシップ参加率(年間) (※9)	%	57.4	60.6	61.2	64.9	64.6	65.0		99.4%
⑤	高卒就職後3年以内の離職率	%	42.7	38.1	38.0	34.4	33.4	36.0		92.8%
⑥	高卒就職決定者の県内就職率 (※10)	%	66.7	66.0	68.5	67.4	70.6	74.0		95.4%
⑦	特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	70	71	76	74	77	80		96.3%

※7 国公立中学校 ※8 公私立 高等学校 ※9 公立 全日制・定時制 ※10 公私立 全日制・定時制

5 青年期

	指標	単位	実績値(H27～R1)					目標値		達成率
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考	
①	Aターン就職者数	人	1,080	952	1,128	1,134	1,058	1,150		92.0%
②	若者文化支援事業申請数	件	4	6	6	11	13	15		86.7%
③	「あきた結婚支援センター」への成婚報告者数	件	780	991	1,167	1,326	1,488	1,780		83.6%
④	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	724	815	916	1,079	1,252	1,292		96.9%
⑤	男女イキイキ職場宣言事業所	事業所	294	369	418	469	505	550		91.8%
⑥	地域貢献活動を行う若者団体の数	団体	21	24	26	29	29	33		87.9%
⑦	若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の述べ人数)	人	128	244	364	483	584	810		72.1%

資料4

相談機関一覧

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
教育相談	いじめ問題に悩む子どもや保護者等の相談	① 全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センターまたは中央児童相談所に対応	フリーダイヤル 0120(0)78310
	不登校、いじめ、問題行動、生徒指導関係、障害等に関わる就学や進路に関する相談	② 秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイヤル 018(873)7206 相談専用フリーダイヤル 0120(377)804 メール相談 soudan@akita-c.ed.jp
	教育全般	③ 各教育事務所 ○「すこやか電話」 月～金 8:30～17:00 北教育事務所 中央教育事務所 南教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 秋田市山王4-1-2 横手市四日町3-23横手市水道庁舎3F	0120(377)914 0120(377)904 0120(377)943
	不登校に関すること全般	④ かつのこもれび教室 月～金 9:00～15:00	鹿角市花輪字荒田1-1 (鹿角市交流センター内)	0186(22)0275
		おとり教室 月～金 9:00～15:00	大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内)	0186(42)4888
		北秋田さわやか教室 月・火・木・金 9:00～15:00	北秋田市材木町2-2 (北秋田市交流センター内)	0186(62)4860
		あきたリフレッシュ学園 月～金 9:00～15:00	北秋田市鎌沢字石渕4 4番地 (合川学童研修センター)	0186(78)4180
		能代はまなす広場 月～金 9:00～15:00	能代市萩の台1-28 (サン・ウッド能代内)	0185(52)8282
		あすなろ教室 月・水・金 9:00～15:00	三種町鶴川字西本田2 (八竜農村環境改善センター内)	0185(85)2177
		中央さわやか教室 火～金 9:00～15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018(873)7666
		すくうる・みらい 月・火・木・金 9:45～14:45 水 9:45～12:00	秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内)	018(823)3082
		本荘ふれあい教室 月・水・木・金 9:00～15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184(22)7750
		フレッシュ広場 火～金 9:00～15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大曲仙北広域交流センター内)	0187(63)8317
		さくら教室 月～金 9:00～12:00	仙北市角館町東勝楽丁19 (仙北市役所角館庁舎西側庁舎内)	0187(43)3387
		さくら教室田沢湖分室 月～金 9:00～12:00	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1 (田沢湖図書館内)	0187(43)3387 ※さくら教室本室
		南かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内)	0182(25)3080
		西かがやき教室 火～金 9:00～15:00	横手市大雄字三村東18 (大雄農業団地センター内)	0182(23)8648
		そよ風教室 火～金 10:00～15:00	湯沢市佐竹町4-52 (湯沢市勤労青少年ホーム内)	0183(78)0720

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
児童福祉 相談	子育て、非行、心 身障害、性格上の 問題、情緒不安 定、いじめ、虐待 など	⑤ 秋田県中央児童相談所 ○子ども家庭相談電話 24時間・365日 ○来所相談 (予約すると待ち時間が少なく なります。) 月～金 8:30～17:15 ○家庭訪問による相談 月～金 8:30～17:15 ○メール相談 (お急ぎの場合は、電話で相談 してください。)	秋田市新屋下川原町1-1	・専用フリーダイヤル 0120(42)4152 ・予約、問い合わせ 018(862)7311
		秋田県北児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時 間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉 環境部内)	0186(52)3956
		秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約すると待ち時 間が少なくなります。) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部内)	0182(32)0500
		⑥ 県内各福祉事務所の家庭児童の相 談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方がよい) ・北秋田地域振興局大館福祉 環境部(北福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	大館市十二所字平内新田237-1	0186(52)3951
		・山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	能代市御指南町1-10	0185(52)5105
		・秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018(855)5175
		・平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所) 月～金 8:30～17:15	横手市旭川1-3-46	0182(32)3294
		・鹿角市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186(30)0235
		・北秋田市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内)	0186(62)6638
		・大館市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大館市字三の丸103-4	0186(43)7054
		・能代市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185(89)2947
		・男鹿市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内)	0185(24)9117
		・潟上市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内)	018(853)5314
		・秋田市子ども未来センター 「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月～土 9:00～18:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018(887)5340
		・由利本荘市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内)	0184(24)6319
		・にかほ市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	にかほ市平沢字鳥ノ子淵21 (仁賀保庁舎内)	0184(32)3040
		・大仙市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内)	0187(63)1111 内線193
		・仙北市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内)	0187(43)2280
		・横手市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	横手市中央町8-2 (横手市役所内)	0182(35)2133
		・湯沢市福祉事務所 月～金 8:30～17:15	湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0183(55)8275

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
少年相談	非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談	⑦ 秋田県警察本部 少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018(824)1212
		⑧ 県内各警察署 少年係 月～金 8:30～17:15 夜間休日 当直員が対応 ・鹿角警察署 ・大館警察署 ・北秋田警察署 ・能代警察署 ・五城目警察署 ・男鹿警察署 ・秋田臨港警察署 ・秋田中央警察署 ・秋田東警察署 ・由利本荘警察署 ・大仙警察署 ・仙北警察署 ・横手警察署 ・湯沢警察署	鹿角市花輪字向畑100 大館市根下戸新町1-70 北秋田市鷹巣字下家下1 能代市日吉町1-24 南秋田郡五城目町字七倉178-4 男鹿市船川港船川字新浜町1-4 秋田市土崎港西3-1-8 秋田市千秋明德町1-9 秋田市上北手百崎字内山60-2 由利本荘市中町27 大仙市大曲日の出町1-1-30 仙北市角館町西野川原34-6 横手市安田字越廻71 湯沢市千石町1-3-5	0186(23)3321 0186(42)4111 0186(62)1245 0185(52)4311 018(852)4100 0185(23)2233 018(845)0141 018(835)1111 018(825)5110 0184(23)4111 0187(63)3355 0187(53)2111 0182(32)2250 0183(73)2127
		⑨ 県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校、学業、進路等の学校生活や子育て等家庭生活全般の相談) 月・火・木・金 9:00～17:00 ・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00	大館市字桜町南45-1 (大館市立中央公民館内) 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	・フリーダイヤル 0120(110)624 ※携帯電話不可 ・固定電話 0186(42)0769 ※携帯電話可 ・相談専用電話 018(884)3868
	いじめ、虐待、学校や家庭での悩みなど	⑩ 秋田地方法務局 ～子どもの人権110番～ 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120(007)110
	非行、問題行動など	⑪ 秋田法務少年支援センター 月～金 9:00～16:30	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018(865)1222

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
福祉相談	こころの健康、精神障害、発達障害、性の悩み、不妊、薬物問題、DV被害、身体的発達、性犯罪・性暴力被害の相談など	⑫ 秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝 10:00～16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月～金 9:00～16:00	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)3939 018(831)3946
		⑬ 秋田県福祉相談センター 月～金 8:30～19:00 土・日・祝 10:00～18:30 ※来所相談は予約制	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F	相談専用電話 018(831)2940
		⑭ 県内各保健所 月～金 8:30～17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所	大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186(52)3955 0186(62)1165 0185(55)8023 018(855)5171 018(883)1170 0184(22)4120 0187(63)3403 0182(45)6137 0183(73)6155
		⑮ 秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月～金 8:30～21:00 土・日・祝 9:00～18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018(835)9052 DVホットライン 0120(783)251
		⑯ 秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月～金 9:00～17:00 ○来所相談(予約制) 月～金 9:00～17:00	秋田市南ヶ丘1-1-2 (秋田県立医療療育センター内)	018(826)8030
		⑰ 秋田県高次脳機能障害相談・支援センター 月～金 9:00～16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・精神医療センター内)	018(892)3751(代)
		⑱ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県不妊専門相談センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00 ○面接相談(予約制) 月、金 14:00～16:00 第1・3水 14:00～16:00 (心理的な相談)	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
		⑲ 秋田県こころとからだの相談室～秋田県女性健康支援センター～ ○メール相談 随時 ○電話相談 水、金 12:00～14:00	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1階 婦人科外来内)	・メール相談  ・相談電話 018(884)6234 ・面接予約電話 018(884)6666
		⑳ あきた性暴力被害者サポートセンター 「ほっとハートあきた」 月～金 10:00～19:00	秋田市内	相談専用ダイヤル 0800(8006)410 ※秋田県内からの通話は無料

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
しごとに関する相談	職業適性診断や進路・職業相談、情報提供など	㉑ あきた就職活動支援センター 月～金 9:00～17:00 第2・4水 9:00～19:30 北部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30 南部サテライト 月～金 9:30～17:30 第2・4水 9:30～19:30	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F 大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F 横手市安田字向田147 イオン横手店2F	018(826)1735 0186(44)5100 0182(35)6005
	高校・大学等の在学生や卒業後の転職希望者などの職業相談や求人情報の提供など	㉒ 秋田新卒応援ハローワーク(秋田学生職業相談室) 月～金 9:00～17:15	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F	018(889)8448
	秋田県での就職希望者への求人情報の提供など	㉓ Aターンプラザ秋田 月～金 9:00～17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120(122)255
	職業紹介、就業をめぐるこころの悩み相談など	㉔ 県内各ハローワーク 月～金 8:30～17:15 ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレスチェック相談室」の開催日は要問い合わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186(23)2173 0186(42)2531 0185(54)7311 018(864)4111(41#) 0184(22)3421 0187(63)0335 0182(32)1165 0183(73)6117
	労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、賃金支払など	㉕ 県内各労働基準監督署 月～金 8:30～17:15 秋田労働基準監督署 能代労働基準監督署 大館労働基準監督署 横手労働基準監督署 大曲労働基準監督署 本荘労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎2F 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3F 大館市三の丸6-2 横手市旭川1-2-23 大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1F 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2F	018(865)3671 0185(52)6151 0186(42)4033 0182(32)3111 0187(63)5151 0184(22)4124
	職場でのいじめ・嫌がらせ、各種ハラスメント等に関する労働相談	㉖ 秋田労働局雇用環境・均等室 月～金 8:30～17:15	秋田市山王7-1-3 秋田第二合同庁舎4F	018(862)6684
	ひとり親家庭の母等に対する就業に関する相談など	㉗ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター 月～金 8:30～17:00	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018(896)1531

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	ニート等の状態で悩む本人(15歳～39歳)やその家族等の相談	㊸ 地域若者サポートステーション あきた若者サポートステーション 月～金 9:00～17:00 秋田県南若者サポートステーションよこて 月・火・木・金・土 ※金曜は午前中のみ 10:00～16:00	秋田市御所野地藏田3-1-1 秋田テルサ3F (あきた就職活動支援センター内) 横手市横山町1-1 (すこやか横手1F)	018(892)6021 018(853)4367 0182(23)5101
		㊹ 若者の居場所 ユアスペース・さくら草 金 15:30～17:00 若者の居場所 くまっこ 日 10:00～12:00 コーヒーサロン ひとやすみ 第3土曜日 13:00～15:00 三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00 カタクリ 原則毎月第2木曜日 若者の居場所 男鹿オレンジハウス 第3土曜日 14:00～16:00 となりの居場所 第4木曜日 14:00～16:00 「浦城」の歴史を伝える会 随時開催 ひなた 原則第2水曜日、第3木曜日 あおぞらサロン 毎月1回 若者の居場所 第2火曜日 15:00～17:00 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所) 大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日) 若者の居場所 びおら角館 第3火曜日 14:00～16:00 若者の居場所 びおら六郷 第4火曜日 14:00～16:00 居場所サロン「りらとこ」 月1～2回 ※ 開催日時については、お問い合わせください てらすはうす 第3木曜日 13:30～16:00	大館市字馬喰町48-1 北秋田市花園町10-5 能代市上町12-32 山本郡三種町森岳字石倉沢1-2 ※ 開催日により変わるため、お問い合わせください 男鹿市払戸小深見19-1 潟上市飯田川下虻川屋敷100 八郎潟町浦大町字天道田100-1 由利本荘市東町15 由利本荘市 ※ 開催日により変わるため、お問い合わせください にかほ市金浦上林4-1 大仙市大曲丸の内町1-11-2 大仙市大曲須和町1-6-46 仙北市角館町中菅沢30 美郷町六郷字馬町37 湯沢市古館町4-5 羽後町西馬内字本町23	0185(83)5034 0185(76)4608 018(853)4367 018(893)5848 0184(74)7470 0187(66)1106 0187(66)1106 0187(62)5150 0187(66)1106 0187(66)1106 0187(73)8696 0183(62)5313

項目	内容	主な相談機関	所在地	電話番号
ニート・ひきこもりの相談	18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族等の相談	㊸ 秋田県ひきこもり相談支援センター 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明德館ビル1F (秋田県精神保健福祉センター内)	018(831)2525
子ども・若者に関する市町村の総合相談窓口	社会生活に困難を抱える子ども・若者の相談	㊹ 大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」 9:00～17:00 (土・日・祝日も開所)	大仙市大曲丸の内町1-11-2	0187(66)1106
		大仙市子ども・若者総合相談センター「ふらっと」 11:00～19:00 (月・木・金・土・日)	大仙市大曲須和町1-6-46	0187(62)5150
		三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00～17:00	山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0185(83)5034
その他の相談	消費生活相談 (多重債務や契約トラブルなど)	㊺ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(835)0999
		北部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	大館市中町5 (旧正札竹村ビル1F)	0186(45)1040
		南部消費生活相談室 月～金 9:00～17:00	横手市旭川1-3-41 (平鹿地域振興局1F)	0182(45)6104
	交通事故相談 (交通事故に伴う損害賠償問題など)	㊻ 秋田県生活センター 月～金 9:00～17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018(836)7804・7805
	外国人からの相談 (日常の困りごとやどこに聞けばよいか分からない相談など)	㊼ 秋田県外国人相談センター 月～金 9:00～17:45 【英語・中国語・韓国語】 木 13:00～17:00 【タガログ語・ベトナム語】 事前予約制 ※県内9地域に地域外国人相談員を配置しており、各地域での相談受付も可能(日本語対応のみ)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F (公益財団法人秋田県国際交流協会内)	・相談専用ダイヤル 018(884)7050 ・メール soudan21@aiahome.or.jp

資料5 用語集

	用 語	解 説	頁
あ	あきた結婚支援センター	平成23年4月に県や全市町村、民間団体が共同で設立。結婚を希望する方に会員登録してもらい、AI（人工知能）マッチングシステムによるマッチング（お見合い）支援やコーディネーターによる結婚相談などを行っている。	64 65
	秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議	子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定により設置している協議会。教育、福祉、医療、雇用などの分野の機関で構成。年2回程度開催し、社会的自立に困難を抱える子ども・若者の支援に関して情報交換や協議を行っている。	4
	秋田県青少年健全育成審議会	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例第20条第1項の規定により設置されている審議会。優良図書等の推奨、有害図書類の指定、青少年の健全な育成に関する事項等を調査審議する。	5
	あきた女性活躍・両立支援センター	企業における女性の活躍推進や従業員の仕事と育児・家庭の両立支援に関するワンストップ相談窓口。平成30年6月1日から、秋田県商工会連合会内に開設している。	2
	あきたスマートカレッジ	県生涯学習センターが開催している講座。秋田のよさや秋田を動かしている人、現代的課題・地域課題を知り、行動の原動力となるような学びの機会を県民に提供することにより、県民の地域理解と社会参加を促進し、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の構築を目指している。	62
	あきた家族ふれあいサンサンデー運動	県では、毎月第3日曜日を「あきた家族ふれあいサンサンデー」と定め、家族同士が触れ合う機会を増やすことを呼びかけている。	55
	あきたリフレッシュ学園	北秋田市に設置している宿泊型の適応指導教室。様々なストレスを抱え、休養を必要としている小・中学生を対象に、自然体験や農業体験、読書等の活動を通して心身のリフレッシュを図る場と機会を提供することを目的とする。	42
	あったか声かけ運動	あきた家族ふれあいサンサンデー運動の取組の一環として行う声かけ運動。大人から子どもへ積極的にあいさつや声かけをすることで、「地域で子どもを育てる」気運を醸成する。	55
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」があり、それぞれ、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備や、女性の活躍推進を図るために必要な雇用環境の整備などについて定める。一定規模の事業主に策定・届出の義務があるほか、それ以外の事業主にも策定・届出の努力義務が課されている。	2 23 64
	イングリッシュキャンプ	県内の小・中学校、高校の児童生徒を対象に実施している、ALT等と共に過ごし、生きた英語や異文化を体験する英語漬けの合宿。	49

	用 語	解 説	頁
あ	インターネットセーフティ	インターネットによる有害情報やトラブルから社会全体で子どもたちを守り、インターネットを健全に利用できるように安全で安心な利用環境を整える取組。	33 56
か	虐待事案検証委員会	虐待による死亡事案等が発生した場合に設置される、第三者委員会。事案の分析・検証を行い、今後の児童虐待の未然防止、早期発見・対応のための関係機関の支援のあり方等の検討を行う。	24 34 56
	キャリア教育推進協議会	全県の高校が参加する協議会で、キャリア教育について広く周知し、キャリア教育の在り方に関する協議を行うことを目的としている。	47
	キャリア探究アドバイザー	インターンシップや探究的な学習活動を積極的に行っている進学希望者の多い高校3校に配置するアドバイザー。地域企業等との連携による生徒の探究的な学習活動の支援や、地域企業情報の提供、インターンシップ等の体験的な学習活動の支援を行い、大学卒業後を含めた県内就職を推進している。	52
	くるみん	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として国が認定する制度。	64
	広域カウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の小学校からの教育相談の要請や各校種における緊急時の教育相談等に対応している。	39 42
	こころとからだの相談室	県が開設している相談窓口で、妊娠、不妊、不育、女性の健康に関する悩みについて、専門の医師や助産師等がメールや電話で相談に応じている（不妊、不育については面接相談も行っている）。	21 46
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づいて市町村が設置し、「ネウボラ」とも呼ばれる。保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行っている。	23
	子ども110番の家	子どもが不審者に声を掛けられたり、身の危険を感じて助けを求めてきたとき、その子どもを一時的に保護し、警察等へ通報する役割を担う地域のボランティア活動。	32
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、基本理念や国・地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めている法律。	1 4
	子供・若者育成支援推進大綱	子ども・若者育成支援推進法第8条の規定により、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組に関する基本的な方針等について、国が定めている。	1 4

	用 語	解 説	頁
さ	里親制度	様々な事情により家庭で生活できない子どもを、児童福祉法に基づき、温かい愛情と正しい理解をもった家庭の中で養育する制度。	24 25 35 54
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目指し、国の行動計画策定指針や地方公共団体・事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策について定めている法律。	2 23 64
	市民活動サポートセンター	地域づくり活動の推進を図るため、県が3地区（県北・中央・県南）に設置した相談窓口で、市民活動に関する各種相談対応や情報発信などを行っている。	63
	周産期医療	妊娠から出生後7日未満までの「周産期」において妊娠、分娩に関わる母胎・胎児管理と出生後の新生児管理を主な対象とする医療。	21
	12高校進学指導協議会	進学指導の情報共有や協議を目的とし、進学を希望する生徒が多い12校が参加する協議会。近年は12校以外の高校も多数参加し、大学入試改革に向けた対応や課題について協議を行っている。	47
	スクールガード	各小学校区の地域住民による、登下校時の見守り活動や巡回パトロール、危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。	40
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の市町村立中学校及び県立高校における教育相談に対応している。	2 39 42
	スクールサポーター	学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回・相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う職員で、各警察署等に配置される。	32
	全国学力テスト	国が義務教育の機会均等と水準の維持向上を目的として平成19年度から実施している学力調査。県では、調査の結果から本県の学力や学習状況を把握するとともに、改善のための指導資料の作成や学校訪問を行うことで、市町村教育委員会や各小・中学校の授業改善等の取組を支援している。	8 47
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできるクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。	30 45
た	体力合計点	8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（又は持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学生はハンドボール投げ））の記録を種目別得点表にあてはめて得られる点数を合計した点数。	2 30 45

	用 語	解 説	頁
た	男女共同参画副読本	様々な教育・学習機会において、ジェンダー（社会的性別）にとらわれない考え方を児童生徒に身につけてもらうために、県が作成・配布している副読本。	3
	地域学校協働本部	学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく取組に参画する地域の構成員の総称。活動の企画や地域・学校との連絡調整を行う地域学校協働活動推進員や、地域ボランティア等から構成される。	31 40 48
な	ニート	「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとった略語で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味し、就職したいが就職活動をしていない又は就職したくない若者のこと。	14 16 66
は	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて概ね自宅にひきこもっている状態をいう。	14 16 66 67
	ひきこもり相談支援センター	県が開設したセンターで、ひきこもり状態にある本人や家族などからの相談を受け付けており、専任の相談員が継続的・総合的に支援を行う。	3 67
	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定により、携帯電話事業者は、青少年の利用に対し、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務が課せられている。	2 10 11 33 35 56
	福祉犯	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律や児童福祉法に違反する行為など、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。	32
	放課後子ども教室	各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館等を活用して、全ての子ども（主に小学生）を対象に、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域との交流機会を提供する取組。	31 40
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の支援を提供する取組。	2 31
よ	要保護児童対策地域協議会	地方自治体・関係機関・団体等で構成される協議会で、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適切である児童、保護者の養育を支援する必要がある児童等について、適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容を協議する。	24 34 56

	用 語	解 説	頁
わ	若者の居場所	社会的自立に困難を抱える若者が、家庭や学校、職場とは異なり自由に過ごせる場所として県内各地に設置されている居場所。	3 57 66
D	D V （ドメスティック・バイオレンス）	一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。	26 35 56
S	S N S （ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。	10 56 57

第3次あきた子ども・若者プラン

令和3年3月

編集・発行

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

